# 韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(その2)

『保健社会統計年報』の分析(1950年代後半)

# 金 早 雪 信州大学経済学部

要約 韓国の1950年代から70年代における社会・生活行政の実態についての最も基礎的な資料は、保健社会部が1954年版から刊行している『保健社会統計年報』である。しかし、この資料は、現在まで、ほとんど分析の対象とされてこなかった。主な理由は、数値に明らかな誤りや非整合性を含む場合があること、表注や説明を欠くために、統計表の意味を解読できない場合があること、毎年の統計表の構成が定型化されていないこと、など、資料としての信頼性に欠ける点にあると考えられる。にもかかわらず、これらの問題点を綿密に検証し、信頼性に一定の留保を加えながら、数値情報を使用すれば、この資料は、十分に有効である。この研究は、さしあたり、1950年代後半の時期に限定して、この資料の綿密な検証を試み、そこから、韓国の初期社会・生活行政の実態についての解明を進めようとするものである。

キーワード:1950年代・韓国、生活行政、『保健社会統計年報』、救護、生活保護

### 【目次】

はじめに―『保健社会統計年報』の資料としての性格

- 第1節 『保健社会統計年報』の統計表構成の歴史的な変化
  - 『保健社会統計年報』の創刊とその後の刊行状況
  - 2 『保健社会統計年報』の表構成の時期的変化
  - 3 1950年代後半期の統計表構成の概要とその特徴
- 第2節 「救護糧穀」の配布に関する統計表(1950年代後半)
  - 1 「救護糧穀配布状況表」の構成と糧穀配布をめぐる基礎的な考え方
  - 2 救護対象者数に関する統計
  - (1) 「施設救護」の対象者の数値
  - (2) 「居宅救護」の対象者の数値
  - (3) 「臨時救護」の対象者の数値
  - 3 救護糧穀の配布実績に関する統計
- 第3節 福祉分野に関する統計表 (1950年代後半)
  - 1 福祉分野に関する統計表の構成
  - 2 「厚生・福利施設」に関する統計
  - 3 児童施策・女性施策に関する統計

結びに代えて

## 【統計表リスト】

- 表1 『統計年報』の統計表構成の変化 1955~74年
- 表 2 「救護糧穀配布状況表」の構成 1950年代後半~60年代初

- 表 3 節疇別救護糧穀の支給要件・支給方式・支給内容 1950年代後半
- 表 4 救護対象者数:施設内収容者 1955~63年
- 表 5 救護対象者数:居宅救護 1955~63年
- 表 6 救護対象者数:臨時救護 1955~61年
- 表 7 救護糧穀の配布実績 1955~63年
- 表 8 救護対象者数と糧穀配布実績 1955年
- 表 9 救護対象者数と糧穀配布実績(京畿道・済州道・慶尚北道 1955~61年)
- 表10 糧穀の配布状況についての分析表 1955~61年
- 表11 救護糧穀の種類別構成 1959~62年
- 表12 福祉に関連する統計表の構成 1956~72年
- 表13 「厚生・福利施設分布状況表」 1956~72年
- 表14 「厚生施設」の設立主体別構成 1956年・1968年
- 表15 「厚生施設」(生活施設) の数と収容者数 1956~70年

#### 【凡例】

- ① 資料からの引用文中の「・・・」は引用者による一部省略であり、( )内の言葉は引用者が 補ったものである。
- ② 韓国語と日本語は、漢字表現を共有している。韓国語原文を日本語に翻訳する場合、原文の漢字表現をできる限りそのままの形で用いるようにした。現在の日本における漢字の使用法ではやや不自然な場合もあるが、言葉の意味と同時に、語感やニュアンスを伝えることを重視したためである。ただし、意味が異なってしまう場合には、現在日本の漢字表現に置き換えた。
- ③ 原文の明らかな誤字等は訂正したが、現在では不適切と考えられる表現も引用ではそのままとした。それらの表現には、使用された時点での考え方が反映されており、それ自体、資料的価値を持つと考えるからである。

### はじめに

韓国の1950年代後半から1970年代前半頃までの社会・生活行政の実態に接近する場合,『保健社会統計年報』(以下,『統計年報』と略称)が最も基幹的な資料の1つであることは指摘するまでもない。『統計年報』は、保健・衛生・医療行政と社会・生活行政を主管する保健社会部(「部」は日本の「省」に該当)の発行による年次行政統計報告で,1955年に創刊された(1954年版)。途中,2度の中断があるが,現在まで,継続して発刊されている。内容は,保

健社会部が所管する行政実績についての統計が中心で、これに加えて、行政を行う上での基礎となる簡単な実態調査結果の統計が収録されている場合も多い。同部は1981年まで白書を発行しておらず<sup>1</sup>、1950年代後半から1970年代の時期は、政府刊行物や一般の調査・研究文献を含めて、社会・生活行政の実態を伝える資料はきわめて少ないために、行政についての数量的な情報を、年次を追って系統的にたどれる資料としては、『統計年報』がほとんど唯一のものである。

しかしながら, この資料は, 現在までのとこ

「保健社会部の年次行政報告としての実質上の最初の白書は、1981年に同部が発行した『保健社会(1981)』である。それ以前の時期には、散発的に、同部の行政の概要を紹介する報告書が刊行されているが、いずれも単独年の刊行で、継続的な年次報告ではない。こうした刊行物としては、社会部『社会

行政概要』(檀紀4287年=1954年),保健社会部『建国十週年・保健社会行政概観』(1958年),同『保健社会施策』(1969年),同『保健社会行政の実績と展望1971—保健社会行政白書一』(1971年)などの存在が確認されている。

ろ、綿密な分析の対象とはされてこなかった<sup>2</sup>。 初期の社会・生活行政の実態についての研究関 心があまり強くなかったことにも原因があるが, 『統計年報』には、資料としてのさまざまな問 題点があり、情報源として採用するには恒重さ を要するという点にも原因があると考えられる。 収録された統計は、1970年代以前の時期にお

いては、行政を遂行する上での業務報告的な統 計が整理されないままに、生の素材に近い形で 収録されている傾向が強く, 表の説明や注記も ほとんどないため, その意図や内容を十分に解 読できないことがある。使用されている統計用 語, 行政用語も明確な定義が示されておらず, また、用語の使用方法にも、変動やゆらぎがあ ることがしばしばである。さらに、同一年度の 複数の統計表の間の統計数値に整合性を欠いた り、同種の統計表について年次変化をたどろう とする場合,数値の継続性,整合性に欠けたり する場合がある。明らかに数値に誤りがあると みられる場合も多い3。数値の誤りや混乱は, 統計作成時の単純な計算ミスや転記ミスによる こともしばしばであるが,業務自体が十分に整 備されていなかったことによって生じた混乱に 起因する場合もある4。また、1970年代以前は、 収録される統計表の種類は固定されておらず, 年や時期によって、変動がある。ある種類の統 計表がある時期から表れなくなり、別の種類の 統計表が登場するケースがしばしばあり、ある 年度だけにしか表れない統計表もある。こうし た状況は、創刊直後の50年代後半はもちろん、 60年代,70年代を通じても続いている。統計表 の構成が定型的な形で安定し,数値の信頼性が 十分に高まっていくのは、80年代後半以降であ り、特に、1997年~98年に本格的な統計整備が 行われて以降のことである。

これらの問題は、『統計年報』の資料として の利用を難しくしているが、しかし、決して資 料としての価値を損なうものではない。統計表 の目的や意味を解読することができ、数値の矛 盾についても、単純なミスを修正し、信頼性に 関して、検証と留保を加えながら使用するなら、 この資料は数値的な情報を含めて、かなりの程 度まで信頼性と有効性を持つと考えられる。行 政の実績について、数値の矛盾が修正・加工さ れず, 生の素材に近い形で情報が提示されてい ることは, ある意味では, 資料が記録としての 高い信頼性を持つとさえ言えよう。また、定型 的に整備された統計では表現されない貴重な情 報を得られることさえある。例えば、収録され ている統計表の構成内容が固定されておらず。 年によって、また、時期によって、変動してい ることは、情報の年次的な継続性に欠けるとい う問題をはらむ一方で,統計の構成内容とその 変化が、その時々の政策的な考え方や施策の変 化についての情報を生の素材の形で提供してい るという側面がある。

そこで,この研究では、『統計年報』に収録 されている統計表とその数値を基礎的な資料と して, その意味を解読する作業を通じて, 初期 の社会・生活行政の実態に接近することにした い。なお、『統計年報』は、医政、薬政、労働 などの分野の統計をも収録するが、ここで分析 の対象とするのは、社会・生活行政に関連して、 保健社会部の援護局(援護行政の分離に伴い 1961年から社会局に改称)と婦女局(後に婦女 児童局に改称) が所管する分野の統計である。 時期的には、1950年代から70年代前半までとし、 このうち、50年代後半と60年代初め以降に分け

<sup>2</sup>韓国の初期社会・生活行政についての研究文献はあ まり多くはないが、それらの研究の中でも、『統計 年報』の情報はほとんど用いられていない。なお, これらの文献については、金早雪(2012a)に掲げ た参考文献を参照。

<sup>3</sup>数値についての問題点は,『統計年報』の作成者自 身によっても認識されていた。『統計年報』1954年 版の序文は,「本年報の統計表中,各種数字の質量

ともに疑わしい点もあるが、現在、これに代わる資 料もなく, 集計結果をそのまま発表することにし た」と述べており、この表現は、後の版の序文にも 継承されている。

<sup>4</sup>例えば、1950年代の統計表では、地域(ソウル特別 市と9つの道)からの報告数値がすべて揃わず、欠 落のあるままに集計されてそのまま全国数値とされ ているなどのケースが多い。

て分析する。こうした分析上の時期限定の理由 とその意味については、以下の第1節2におい て述べる。なお、本稿では、1950年代後半期を 対象とし、60年代以降については、次稿以降で 扱う。

## 第1節 『保健社会統計年報』の統計表構成の 歴史的な変化

## 1 『保健社会統計年報』の創刊とその後の刊 行状況

『保健社会統計年報』(以下,『統計年報』)の創刊は1954年版で,1955年に刊行された。この刊行は,1955年2月に行政改革によって保健部と社会部が統合され,新たに保健社会部が発足したことに伴う動きであったと考えられる。この当時,保健社会部は同部が所管する行政についての白書を発行していないから,この年報には,行政の概要を社会に伝える白書の役割が期待されていたと見られる。。すでに保健部は、社会部との統合の前に,所管業務について,外部に向けての報告用の統計整備を行い,『保健統計年報』を刊行していた。。しかし,旧社会部では,こうした統計の整備が進んでいなかったと見られ,まとまった統計報告は刊行されていない。

初版である『統計年報』1954年版は、旧社会部所管の統計に関する限り不完全なものである。収録された統計の種類は、医政、防疫、薬政、社会の4部構成をとるが、旧保健部の医政、防疫、薬政に重点がおかれ、軍事援護、警察援護関係の統計を別とすれば、社会・生活行政関連の表はきわめて少なく、統計表も作成途中の未完成な表が含まれている。

続く1955年版,56年版は刊行されず,1958年 に,55,56,57年の3年分の統計をまとめた合 併号が刊行された。この版では、54年版に比べ て、社会・生活行政関連の統計表の構成も格段 に充実し、各表の信頼度が高くなっている。こ の時点から、統計表の全体の構成は、当時の保 健社会部の局構成に対応して、医政、防疫、薬 政、援護、婦女、労働の6部となり、この時点 で整備された統計表の構成が1960年代初めまで 維持されるから、55年を起点とする統計数値を、 年次を追って、継続的にたどることができるよ うになる。したがって、この研究でも、1955年 以降の統計表を検討の対象とする。なお、ここ で扱う社会・生活行政関連の統計は、「援護」 と「婦女」の部に収録された援護局(後の社会 局)と婦女局(後の婦女児童局)が管轄する行 政統計である。1958年の時点で、このような統 計整備が行われたことは、休戦後5年を経て、 ようやく社会・生活行政がある程度の体系性を 持って整備され、政策担当者自身にも行政全体 を数値の上で客観的に見通そうとする視野が形 成されてきたことを物語る。これ以降,『統計 年報』は、1975年版に1回だけ刊行中断がある が, その後, 現在に至るまで, 定期的な刊行が 続いている。

# 2 『保健社会統計年報』の表構成の時期的変化.

先に述べたように、『統計年報』に収録された統計表の構成は固定されておらず、年によって変動がある。しかし、部分的な変化を除いて、全体的な傾向を見ると、統計構成の変化はランダムなものではなく、明らかに時期的な特徴がある。特に注目されるのは、1955年度から61年度まで、統計表の構成はほぼ定型化しており、さほどの変化がなく安定しているが、62年以降、数年間の乱れが表れた後、64~5年度から、新たな形の表構成が登場し、70年代前半まで、そ

<sup>5 『</sup>統計年報』1954年版序文を参照。なお、『統計年報』の直接的な作成者は、保健社会部総務課の統計 担当チームで、同部の各課が作成した行政統計報告 のうち、〈重要〉と考えられるものを選んで編集し たとされている。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>もっとも古いもので、1952年版の存在が確認される。 この年報から、当時の保健部の中心的な行政課題は、 戦争被災者に対する救急的な医療問題、不衛生のた めに蔓延した急性伝染病対策、麻薬問題などであっ たことを知ることができる。

れが安定して継続することである。こうした統 計表構成の時期による変化は、社会・生活行政 それ自体の変化を反映しているものと考えられ る。行政に大きな変化がない期間は統計表の構 成や内容は安定しているが、 行政が大きく変化 する過渡期には、行政の改革・再編に伴う統計 の混乱が生まれ、やがて、新しい行政の内容に 沿って統計が再整備されていくという経過がこ こに表現されていると見てよい。

1960年代前半に見られる統計構成の変動は、 明らかに、61年5月に成立した軍事革命政権の もとで進んだ社会・生活行政の改革と関連して いる。本稿での分析に直接に関連する限りでも, 61年から63年にかけて、軍事援護報償法の制定、 朝鮮救護令の廃止と生活保護法の制定, 淪落行 為等防止法の制定。児童福利法の制定、災害救 護法の制定,外国民間援助団体に関する法律の 制定などが行われ、また、新たな事業として、 「自助勤労事業」が開始されるなどの改革が行 われた。1964~5年から、『統計年報』におい て、新たな表構成が安定し、それがしばらくの 間、継続することは、こうした措置による行政 改革が一段落し、新たな施策が定着していった ことを示唆している。1960年代半ばから定型化 された表構成は、74年まで継続するが、75年に 『統計年報』自体の発刊中断があり、76年以降、 80年代初めまでの社会・生活行政をめぐる統計 表の数と伝えられる情報量が極端に少なくなる。 1970年代後半に関する限り、『統計年報』の伝 える情報量は少なくなり、資料価値はきわめて

低くなる。

この研究における資料検証作業では、『統計 年報』自体に表れた時期的な変化に沿って。(1) 1950年代後半~60年代初めの時期(本稿におい て分析) と、(2)1960年代初め~70年代半ばの時 期(近刊)に分けて、分析することにする。 1950年代半ばに形成された社会・生活行政の枠 組みは60年代初めまで継続するが、61年の軍事 革命を契機として、大きな変革があり、新たな 枠組みが60年代半ば頃から定着し、70年代半ば まで継続すると考えられるからである。また, 『統計年報』の検証の時期を1970年代半ばまで にとどめるのは、70年代後半から80年代初めの 時期の情報量がきわめて少なくなり、資料的価 値が乏しくなること、また、より大きな理由と して、70年代半ばを分水嶺として、社会・生活 行政は大きく転換していくと考えられることに よる。ただし、今のところ、この時期区分は、 純粋に,統計構成の変化から導かれたものであ り, そうした変化が社会・生活行政それ自体の 変化を反映しているという考え方は、『統計年 報』の内容分析それ自体や傍証的な資料の検討 によって実証されるべき作業仮説である。

## 『保健社会統計年報』の表構成の時期的変 化

統計表の詳細な検証に入る前の前段階作業と して、本稿の分析範囲である1950年代後半~60 年代初めの時期について, 統計表構成の全体像 とその特徴を概観しておこう。

表 1	『統計年報』	の統計表構成	(1955~61年)

分野	主な統計表とその内容						
救護	救護対象者数	施設内収容者,居宅救護,臨時救護の別に,救護対象者 数					
狄茂	救護糧穀の配布実績	施設内収容者,居宅救護,臨時救護の別に,対象者数/ 配布人員/配布量					
救護牛乳	救護牛乳の配給状況	(学校・救護病院・施設・地域配布などの配給対象別)					
*自然災害被災民救護 (1959年版のみ) 自然災害の被害状況と罹災民救護の実績表							
*難民定着事業 (1955~57年版と1959年版のみ) 難民定着事業場分布と資材分配状況表							

*外国民間援助	(1955~57年版のみ) 外国民間救護団体からの援助物資導入状況(食糧・衣類・医薬品・その他)
<b>同</b>	厚生・福利施設の種類別地域別分布数/児童収容施設(嬰児・育児・感化・身体障碍児の種類別),婦女保護施設,養老院について,全施設のリスト(施設の名称,組織形態(国公立・法人・個人の別),施設の種類,住所,代表者,設立年月,認可年月,収容定員,現収容者数,建物,設備状況)
厚生•福利施設	嬰児・育児・感化・身体障碍児、婦女保護施設、養老院の各施設種類別に、収容者の動態表(年間出所・退所・年末在籍数の動向)/収容者の実態表(性・年齢など属性分析表)
児童施策	捨て子取扱状況表/浮浪児収容保護取扱表/混血児実態表/混血児外国入養状 況表
女性施策	「未亡人」実態表
住宅復興事業	住宅の状況/住宅復興の支援事業の実績
軍・警察関係の「援護」	軍事援護の対象者と援護の実績/警察援護の対象者と援護の実績/戦死軍警遺族・傷痍軍警に対する年金の運営状況/「静養院」(傷痍軍人向けの国営リハビリ・生活施設)の運営状況

出所:『保健社会統計年報』1955~61年の各版より作成。分野の設定と統計表の内容説明は,筆者の整理による。注:この表はどの年にも共通する基本構成を示すものであるが,収録されている表の数・種類・内容には,年によって部分的な変動がある。例えば,\*を付した自然災害被災民救護,難民定着事業,外国民間援助の表は,すべての年度に収録されているわけではない。なお,ほぼすべての表は,地域別(9道及びソウル特別市)の数値を伴っており,中央の保健社会部が,各道から受けた報告数値を整理する形で統計表が作成されたものと考えられる。この場合,すべての地域からの報告が出揃わないままに,合計が算出され,全国数値とされている表も多く,数値の取り扱いには注意を要する。

1950年代後半~60年代初めの時期の統計表は、表1に整理したように、①救護関係の表(救護対象者数と救護糧穀の配布実績)、②厚生・福利施設関連の表(施設数と収容者の入・退所などの管理記録)、③外国民間団体からの援助受け入れ量(1955~57年版のみ)、④児童施策と女性施策に関連する表、⑤住宅復興事業関連の表、⑥軍人・警察官の戦争犠牲者・遺家族に対する生活支援実績、などの表グループから構成されている。これらの表グループは、1950年代後半の社会・生活行政の範囲と基本的な枠組みを表現するものであると言える。

この時期の保健社会部が担当した社会・生活 行政の課題は、朝鮮戦争による破壊と混乱がも たらした広範な生活困窮、とくに深刻な食糧不 足に対する緊急的な対処(「救護糧穀」や外国 援助物資の配布)、戦乱によって家族を失った り、遺棄されたりして、浮浪化した大量の児童 への対処(児童の保護・施設への収容・入養斡旋など),戦乱によって夫を失い,子供を抱えた寡婦への対処(母子施設への収容・生活支援),国土の荒廃により甚大化する風水害や旱害などの自然災害罹災者への対処(罹災民の救護),戦乱のため難民化した農業からの離脱者の再定着支援(難民定着事業),都市の極度の住宅不足への対応(住宅復興事業),戦争によって死傷した軍人・警察官とその遺家族への生活支援(「軍警援護」と称されていた)などであった。援護局と婦女局がこうした分野の行政を担当したが,統計表から見ても,これらの課題に対する施策は、十分に整理されず,行政的な管轄が錯綜し,重なり合いながら,応急的に展開されていたようである。

ただし、このうち、軍・警察関係の遺家族や 傷痍軍人に対する軍警援護は、一般市民の支援 に優先して特別な扱いを受け、保健社会部の行 杂

政としても、ある程度、独立的な位置を与えら れていたことに注意しておかねばならない。朝 鮮戦争の勃発以来, 軍警援護の経費は、国家予 **篁のなかで軍事費に準ずる特別な扱いを受けて** おり、休戦後も、保健社会部援護局に所属する 6 つの課のうち、3 つの課(年金課・補導課・ 援護課)が専従していた。また、軍警援護は保 健社会部が中心的に所管していたが、国防部、 内務部, 逓信部などにも, それぞれの管轄にお いて、援護を扱っており、さらに、全体的な政 策決定は,保健社会部より上位のレベルで行わ れたと見られる7。1961年の軍事革命政権によ って軍事援護庁(62年に「援護処」に昇格)が 設置されるとともに、軍警援護行政は、同部の 管轄から分離独立する。韓国の社会・生活行政 において, 軍警援護と一般国民を対象とする救 護とは複雑な関係をもち、この点については、 稿を改めて論ずる必要がある。

軍警援護,住宅復興事業,難民定着事業を別 にすると, この時期の社会・生活行政の中心と なるのは、「救護糧穀」の配布、厚生・福利施 設の管理,保護者を失った児童の保護,乳幼児 を抱えた寡婦の保護・支援の問題であったこと が、統計表の構成とその内容に表現されている。 これらの分野は、相互に密接に関わり合ってい るが、そのうちでも、中核的な位置を占めるの は、生活困窮者に対する「救護糧穀」(主に白 米・精麦・小麦粉・その他の雑穀)の配布行政 であった。戦争時から休戦直後の時期において は,生活困窮とは,何よりも主食食糧の欠乏を 意味し、「救護」とは、食糧配布を意味したと 単純化して表現しても、大きな誤りではないと 考えられる。「救護糧穀」に関連する統計表は, どのような形態と規模で配布が行われたかにつ いての概略的な情報を提供している。第2節で 詳しく分析するが,「救護」の対象が朝鮮救護 令で規定された非労働能力者の範囲を超えて,

「臨時救護」8の名称で、戦災民、避難民、難民 再定着事業の対象者、自然災害の罹災民など、 労働能力者にも広く拡大されていたことに注目 しておきたい。

次に、当時の用語で「厚生・福利施設」とは、 身寄りのない児童、母子、障碍者、高齢者など のための生活施設を意味するが、量的には、児 童と母子の収容施設が圧倒的比重を占め、障碍 者や高齢者のための施設はきわめて少なかった (第3節参照)。戦災孤児や遺棄された児童と 寡婦・母子家庭の問題9,特に前者の問題は, 当時の社会・生活行政の中で最も重視されたと 考えられる。ただし、保護者や生計維持者を失 い, 生活の場所のない児童や母子に対して, 生 活施設を提供したのは、国や地方自治団体では なく. もっぱら外国民間援助団体に支えられた 民間活動であった。国が行った「救護」は、施 設の収容者に対して,「救護糧穀 | を支給する ことであった。施設収容者に対しては、米・麦 の組み合わせで、1日3合の主食相当分の糧穀 支給が行われることになっていた10。在宅の非 労働能力者や労働能力を持つ難民や戦災民に対 しては,小麦粉が支給され,その支給量も少な く安定したものではなかったから, 施設収容者 に対する糧穀支給は、相対的にみて、手厚いも のであったと言える。統計の中に、すべての施 設についてのリストが掲げられ、収容者の入・ 退所数の動向や収容者の性・年齢などの属性把 握の表が収録されていることは、国が、救護糧 穀を支給する対象としての施設の状況を把握す るとともに,一定の管理を行っていたことを物 語っている。

なお, 外国民間団体からの援助受け入れ管理 実績の表は、1955~53年版しか収録されていな いが, これらの援助物資は, 困窮者に対する救 護施策の根幹を支えるものであったことに留意 しておかねばならない。国の資源が絶対的に不

ではなかった。配布量が安定せず、たえず不足して いたことは、『統計年報』の数値自身に示されてい るし,また,当時の国会の保健社会委員会の質疑に おいても、救護糧穀が確保されていない問題がしば しば取り上げられている。

<sup>7</sup>援護処 (1974:28-30)。

<sup>\*</sup>別の表現では、「応急救護」と呼ばれることもある。 %婦女局は、保健部と統合される前の社会部時代から 設置されていた。

<sup>10</sup>ただし、この基準で糧穀配布が確実に行われたわけ

足している状況にあって、食糧を初め、衣類、薬品、建築資材などのさまざまな種類の外国援助物資は大きな量を占め、きわめて重要な役割を果たした。また、上述のような厚生・福利施設のほとんどは外国民間団体の援助によって設立されたものであり、日常的な運営も援助によって支えられていた。国は、これらの外国援助を一元的な管理の下に置くことを意図していたようだが、この時期には、物資の管理において、外国援助団体側の方が大きな主導権を持っていたことが別の資料に記録されている11。

## 第2節 「救護糧穀」の配布に関する統計表 (1950年代後半)

# 1 「救護糧穀配布状況表」と糧穀配布をめぐる基礎的な考え方

1955年以降,70年代初めの時期まで,『統計年報』に収録される社会・生活行政関連の統計において,たえず冒頭に据えられ,内容的にも中心的な位置を占め続ける統計表は,「(政府)救護糧穀配布状況表」<sup>12</sup>である。この表は,毎年,政府が準備する「政府管理糧穀」のうち「救護用」として割り当てられた糧穀を生活困窮者(要救護者)に配布した記録である。「政府管理糧穀」は,軍隊用,刑務所や留置場用,その他の国営施設の使用,公務員給食用,救護

<sup>11</sup>韓国社会福祉協議会(1991)の「第54章 外援機 関」の項を参照。 用などのために、国が優先的に確保した糧穀 (米,麦,小麦粉,その他の雑穀などの主食となる糧穀)であり、それぞれの目的別に計画割 当量が決められていた<sup>13</sup>。「救護」が糧穀配布の形態で行われたことは、当時の深刻な食糧不足の状況下で、飢餓に瀕している生活困窮者に、主食となる糧穀を配布することが当時の社会・生活行政における最も緊急的な課題であったことを物語っている。

「救護」を行う上での法的根拠は、「朝鮮救 護令 | 14におかれていた。「救護 | という用語は 日本支配時代から慣用的に使用されていた用語 であり、法的には、この法令に基礎を持つと考 えられる。ただ、この用語は、1961年に朝鮮救 護令が廃止され、生活保護法が制定されたのち も、公式、非公式に使われ続けた。実態的、直 接的な次元では、「救護」とは、「救護糧穀」 (主に米、麦、小麦粉など)の「配布」事業を 意味したことが,『統計年報』や同時期の地方 行政資料などから確かめられる。施設収容者, 在宅の生活困窮者、戦災民、避難民、自然災害 の罹災者などに対する生活支援は、すべて金銭 給付によらず, 糧穀給付という形態を取ったこ とを強調しておかねばならない。これとは対照 的に, 軍警援護の生活支援方式は金銭給付が中 心であった。「救護」の配布対象には、困窮の 原因やニーズに違いがある集団が併存し、それ

会・生活行政において,担当者がこの法令の存在を どれほど強く意識していたかについては問題がある。 ただ, 救護の対象は, 原則として, 高齢者や児童, 障碍者,乳幼児を持つ母親など,非労働能力者に限 定するという朝鮮救護令の基礎的な考え方(第1条 の「被救護者」の規定) が継承されたことは明確で あり、このことは、建国とともに制定された大韓民 国憲法(第19条)でも確認されている。しかし、実 際の行政においては, この原則的な考え方を堅持す ることはできず,戦争難民や失業者などの労働能力 者に対して, 救護を拡大せざるをえなかった。なお, 1959年12月の韓国国会・保健社会委員会で、ある議 員から, 朝鮮救護令の継承についての批判が提起さ れている。この議員は、朝鮮救護令が憲法第19条の 規定を実現するものとはなっていないことを批判し, 生活保護法の制定を強く主張している(韓国国会事 務処, 1959年, 第4号 pp.14-15)。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup>表の名称は、1955~61年は「救護糧穀配布状況表」であり、1962~64年の統計混乱期は、「特殊救護糧穀配布状況表」と「政府救護糧穀配布状況表」の2本立てになるが、1965~74年は、「政府救護糧穀配布状況表」となる。

<sup>131950</sup>年代後半~70年代の「政府管理糧穀」の全体像は、農林部糧政局『糧穀統計年報』1964年と同『農林統計年報・糧穀編』1960年代と70年代の各版によって把握することができる。

<sup>14「</sup>朝鮮救護令」は、日本植民地支配時代の1944年3月に制定されたが、米軍政時代に、他の多くの法令とともに継承された。さらに、韓国の成立後も継承され、1961年に生活保護法が成立するまで存続した。生活保護法制定当時に、朝鮮救護令の存在は「有名無実」であったと指摘されているように(大韓民国政府『行政白書』(1962年版、p.311)、実際の社

ぞれにおいて、配布糧穀の種類、配布の基準や量、配布手続きに違いがあったが、救護糧穀を配布するという点で共通しており、これらを総称して、慣用的に、「救護」、「救護行政」、「救護事業」などの表現で呼ばれていたこと、このうち「救護行政」という用語が比較的に多く用いられていたことが複数の資料によって確認される15。いずれにせよ、「救護」は、朝鮮戦争時から1960年代における社会・生活行政を表現するうえでの基本概念であり、この点については、改めて検討を要する。

既にふれたように、救護糧穀の配布に関する統計表の名称は1970年代初めまで変わらないが、表の形式と内容は、1950年代後半~60年代初めの時期と1960年代後半~70年代前半の時期では、大きく変化する。前者の時期は朝鮮戦争休戦以降の「救護行政」の形成期であり、後者の時期は、生活保護法の制定(61年)や「自助勤労事

業」の発足(63~4年から)などによって,「救護行政」が再編整備された時期に対応する。なお,2つの時期の間の1962~64年は,行政改革が進展していく過程で,統計表の形式と数値が安定しない過渡期がある。この過渡期を経て,「救護行政」が新たな形で安定し,定型的な形で運営されていくが,1970年代初めに入ると,外国援助の減少のために制度全体が動揺したために,統計表と数値にも再び乱れが生ずる。

ここでは、まず、1950年代後半~60年代初めの時期の「救護糧穀配布状況表」を分析の対象とする。この時期の表は、表2に整理したように、救護糧穀の配布対象者数の統計と配布実績表(配布延べ人員と配布量)からなる複合的な構成をもち、それぞれは、「施設収容者(施設救護)」「居宅救護」「臨時救護」の3つの範疇に分けて、数値が整理されている。

表 2 「救護糧穀配布状況表」の構成 1950年代後半~60年代初

	·						
	施設収容者(施設救護)	居宅救護	臨時救護*				
	1. 施設数, 2. 対象者数	1. 世帯数, 2. 対象者数	1. 世帯数, 2. 対象者数				
救護対象者数の 統計	施設の7区分別 (養老施設/救護施設/厚 生施設/医療施設/授産施 設/宿所提供施設/その他 施設)	対象者の6区分別 (65歳以上の老衰者/13歳 以下の児童/乳幼児を持つ 母親/妊産婦/身体障碍 者/その他)	対象者の 4 区分別 (復帰定着者/復帰不能農 民/その他難民/天災地変 時の救護者)				
年間の糧穀配布 実績の統計	1. 延べ施設数, 2. 延べ 対象者数, 3. 延べ配布人 員数, 4. 配布量	1. 延べ対象世帯数, 2. 延べ対象者数, 3. 延べ配布人員数, 4. 配布量	1. 延べ対象世帯数, 2. 延べ対象者数, 3. 延べ配布人員数, 4. 配布量				
配布糧穀の 種類別構成の統計	(1959年~63年の期間のみ) 白米・外国米・精麦・小麦粉	9年〜63年の期間のみ) ・外国米・精麦・小麦粉・小麦などの種類別構成					

出所:『統計年報』の1955~61年の各年版による。\*印「臨時的救護」と表現される場合もある。

これらの3つの範疇の区分は、救護=糧穀配 布における基礎的な考え方を示している。表3 に整理したように、救護対象者(要救護者)の 認定に当たっては、先ず、児童、高齢者、乳幼 児を抱えた母、障碍者など労働能力のない者で、 生活に困窮している者が優先された。この基準 は、当時の韓国憲法第19条の規定と植民地時代からそのまま継承された朝鮮救護令の考え方(第1条の「被救護者」規定)に依拠するものである<sup>16</sup>。そのうちでも、さらに、住む場所と身寄りを持たない困窮者で施設に収容されている者(韓国語で「無依無託」と表現される)が

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>「救護」という用語については,金早雪(2012b) において論じている。

<sup>16</sup>このことは、救護対象者の分類区分が朝鮮救護令第 1条の規定に従っていることから、明白である。

特に手厚い救護の対象とされた。後に示すよう に、統計数値の分析からも、施設収容者(「施 設救護 | ないし「収容救護 | と呼ばれる)と在 宅の困窮者(「居宅救護」と呼ばれる)の間に は、配布糧穀の種類、配布基準、配布量、配布 手続きなどにおいて、大きな違いがあったこと を確認できる。施設収容者の場合, 糧穀種類は 白米と精麦の組み合わせが中心であり、配布量 についても対象者が必要とする主食だけはでき る限り確保しようとする考え方(1人1日2 ~3合が基準)があったとみられる。一方, 「居宅救護」の場合は、糧穀種類は小麦粉であ り、1回当たりの配布量がきわめて少ないうえ、 配布の回数や量も安定せず, 不規則であった (ただし、配布実績表の分析により、1人1日 小麦粉200g前後の基準があったのではないか と推定される)17。

重要なことは、「救護行政」が憲法と朝鮮救護令によって規定された非労働能力者の範囲を超えて、労働能力者にも広く拡大せざるをえなかったことである。こうした事態は、すでに、朝鮮戦争勃発以前に発生していた。建国直後の韓国政府は、38度線以北からの避難民、中国、日本、旧「満州」などからの帰還者など、数百万人にのぼる難民的な困窮者の生活支援問題に直面していたからである<sup>18</sup>。この場合、非労働能力者に対する救護は「公共救護」と呼ばれ、

労働能力を持つ難民などに対する救護は、「応 急救護 | ないし「臨時救護 | と呼ばれていた。 朝鮮戦争は、 建国初期の状況をさらに上回る規 模で、生活基盤を破壊された難民的な生活困窮 者を大量に生み出したから、「救護」の対象を 非労働能力者に限定することは不可能であった。 しかし、「応急救護」や「臨時救護」19という呼 称は、少なくとも憲法や朝鮮救護令の枠組みが タテマエとして意識されており、あくまでも非 常的な事態における<臨時的><応急的>対応 であることを示そうとしていたことを物語って いる。こうした労働能力者に対する救護のなし 崩し的な拡大は、 当時の目前の課題に対応して いく上でやむを得ざる措置であったとしても, 1960年代初めになると、改革されるべき重要課 題の1つとなっていく。

労働能力者に対する「臨時救護」においては、 「居宅救護」と同じく小麦粉が支給されたが、 支給にあたっては、難民定着事業での支給、公 共就労事業などでの就労を条件とする支給、失 業者への支給、零細農民の端境期における支給、 自然災害の罹災民への支給など、複数の支給方 式が錯綜して存在したと考えられる。ただ、こ うした複数の支給方式の存在は、断片的な資料 によって部分的に確認できるのみで、それぞれ の事業方式の実態は明らかではない。

表 3 範疇別救護糧穀の支給要件・支給方式・支給内容 1950年代後半

	施設収容者(施設救護)	居宅救護	臨時救護
	児童、高齢者など労働能力がない	」者(狭義の「救護」対象者)	労働能力があるが,戦災,自
支給要件	住む家と身寄りがなく(「無依無託」),施設に収容されている者		然災害,その他の理由で,生 活が困窮し,食糧支援が必要 な者
支給方式	施設を経由して支給	地域の末端行政機関により, 個人ベースで支給	難民定着事業,自然災害の罹 災民への配布,臨時的な配布 など,事業別に,複数の支給 方式が併存したと考えられる

<sup>17</sup>配布基準の推定については,第1節3を参照。

が確認されるだけである。国の行政で慣用的な用語 として用いられていたのか,あるいは,統計作成時 に便宜的に作られた用語であるのかは,明らかでな い。

<sup>18</sup>金早雪 (2012a) を参照。

<sup>19「</sup>応急救護」という表現は、1950年代後半の複数の 地方自治体の資料に表れるが、「臨時(的)救護」 という言葉は、今のところ、『統計年報』での使用

支給内容 (注)	白米と精麦の組み合わせが中心 (原則として、 $1人1日2\sim3$ 合の基準が存在したと考えられる)	(支給基準の存在は確認され	
	<i>3)</i>	かと推測される)	/ここ1年後ですいる/

出所:筆者作成。

注: 『統計年報』所収の資料の分析と他の資料を総合した結果としての推定である。1961年の時点で,施設救護の基準は白米2.2合であったという記録がある(建大附設・韓国応用社会科学研究所1969:385)。

## 2 救護対象者数に関する統計

## (1) 「施設救護」の対象者の数値

糧穀の配布を受けていた施設数と対象者数は,施設種類別に示されている。表4に見るように,その数は,年によって,かなりの変動があり,糧穀の配布が必ずしも安定したものではなかったことが示唆されている。配布対象となった施設は,狭い意味での救護対象者を収容する「厚生・福利施設」(当時の用語による)よりも広い範囲を含んでいた。統計表で,「医療施設」「その他施設」と表記されているのは,戦災傷病者向けの救護病院,傷痍軍人のリハビリ施設である静養院や再生院(いずれも国立),民間のハンセン氏病施設などであった。当時は,さまざまな種類の社会施設・公共施設で収容者の食料確保に苦労しており,こうした施設にも,

糧穀配布が行われたことが示されている。この時期には、生活能力のない人たちへの「救護」とそれ以外の社会・公共施設に対する食糧支援とが分化されずに混在していたが、60年代に入ると明確に分離されるようになる。

「厚生・福利施設」については、保健社会部は、糧穀配布の対象となるすべての施設について、施設の状況を把握し、各施設に、定期的に入・退所者数・現収容者数の状況報告を求めていた。この報告に従って、救護糧穀の配布を行っていたと考えられる。したがって、糧穀の配布を受けた施設数と対象者数についての数値は、信頼度が高いと考えられる。なお、「厚生・福利施設」については、糧穀配布関連とは、別の統計表グループが存在するので、第3節2において、改めて分析する。

表 4 救護対象者数:施設内収容者 1955~63年

	養老	施設	救護	施設	厚生	施設	医療	施設
	施設数	対象者	施設数	対象者	施設数	対象者	施設数	対象者
1955	35	1,978	110	19,769	378	47,626	73	4,166
1956	34	2,324	38	9,587	443	52,540	73	5,321
1957	36	2,447	61	11,171	452	56,820	74	6,203
1958	33	2,674	110	28,679	472	53,183	54	6,084
1959	39	3,161	310	37,296	334	38,202	90	16,594
1960	40	3,098	317	25,378	348	36,331	74	17,631
1961	42	7,113	339	21,826	348	36,272	16	1,620
1962*	47	3,961	528	38,129	172	17,592	18	1,669
1963*	49	4,438	420	40,079	152	12,286	2	237
	授産	施設	宿所提供施設		その他施設		総	数
	施設数	対象者	施設数	対象者	施設数	対象者	施設数	対象者
1955	1	286	7	672	16	3,645	620	78,142
1956	8	865	1	59	134	14,698	731	85,394

1957	6	635	2	143	86	17,338	717	94,757
1958	15	1,036	_	_	89	14,864	773	106,520
1959	44	4,951	1	135	92	14,860	910	115,199
1960	38	5,169	2	91	114	15,531	933	103,229
1961	8	1,321	1	700	72	3,461	826	72,313
1962*	2	218	6	250	185	13,423	958	75,242
1963 *	2	26	1	51	234	12,537	860	69,564

出所:『統計年報』各版による。

注:\*印(1962,63年度)の数値は,61年までの数値と継続性に欠ける面がある。また,「厚生施設」「救護施設」の分類基準は明らかでない。

### (2) 「居宅救護」の対象者の数値

「居宅救護」の対象者の表は、表5に見るように、①65歳以上の老衰者、②13歳以下の児童、③乳幼児を持つ母親、④妊産婦、⑤身体障碍者、⑥その他、という朝鮮救護令第1条の規定に沿う6区分に分類して示されている。このことは、救護を行う場合、非労働能力者であることの確認作業が行われていた(ないしは、行うことが建前となっていた)ことを物語る<sup>20</sup>。また、配布実績表において、対象者と配布人員の数値にはかなりの差があり、対象者のすべてが配布を受けたわけではないことが示されている点も、対象資格の認定を行ったうえで配布を行うという手続きが取られていたことを裏付ける。

しかしながら、実際に、対象者の認定基準や認定手続きがどのようなものであったかは、明らかでない。当時の状況では、生活の困窮とは日々の主食である糧穀の確保もままならない状態(当時の用語で「絶糧」と表現される)を意味し、困窮状態の確認は収入や生計費による判定以前の、より原始的な形を取ったと想像され、おそらく家族内の児童や高齢者の存在、就労可能者の有無、家族構成、暮らしぶりなどが総合的に判定されたのであろう。救護対象者の認定基準が存在したとしても、地域の現場で、それらが厳密に適用されたについても、大きな疑問がある。

「施設救護|「居宅救護|「臨時救護|の3節 疇別に示された救護対象者数のうち、とくに 「居宅救護」の数値には、ほとんど信頼をおく ことができない。統計表から判断すると、居宅 救護の対象者の把握は、保健社会部の指示によ り、地方(ソウル特別市と京畿道・江原道・忠 清北道 • 忠清南道 • 全羅北道 • 全羅南道 • 慶尚 北道・慶尚南道・済州道の9道)の行政当局の レベルで集約し、中央の保健社会部に報告され た数値を加算して,全国単位の統計数値とした ものと考えられる。ところが、表5に示したよ うに、1955年、56年、63年21を除き、50年代後 半から60年代初めに至るまで、報告がない地域、 あるいは、報告があっても、明らかに信頼性を 欠くような数値である地域の数が、2~8ヵ所 に達する。毎年、一貫して報告があるのは、済 州道のみである。 救護対象者数の全国数値は, 報告のあった地域のみを加算して算出されてい るので, まったく意味を持たない。また, 救護 対象者の6区分の分類についての地方レベルの 数値を見ると, 分類を行っていないか, または, 対象者のほとんどを「その他」の項目に分類し ている場合が多い。したがって、6区分した数 値にも全く信頼をおけない。

地方からの保健社会部への報告が欠落している場合が多いことは,末端の行政現場からの報告が集約されていなかった可能性が大きいこと

<sup>20</sup>ただし、地方の数値を詳細に検討してみると、分類 数が報告されていない場合、すべてが「その他」項 目に分類されている場合などが多くあり、実際に、 現場で精確な救護対象者の分類が行われていたかに

ついては、大きな疑問がある。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>1963年は,各地域の数値は出揃っているが,いくつかの地域で,対象者の分類に疑問がある。

を示しており、末端行政現場のレベルで、対象者の認定作業が体系だって行われていなかったことを示唆している。少なくとも、数値記録が残されるほどには、末端行政現場での糧穀配布業務は整備されていなかったと言えよう。わずかに、1955年、56年、63年の統計が、一応、全地域からの報告を揃えており、救護対象者の量的な規模について一定のイメージを与えてくれるが、これらの年の数値にも十分な信頼をおくことはできない。この時期、保健社会部は、「救護」が各地域でどのように実施されているのかについての状況を、総括的に把握していなかったとみてよいであろう。こうした統計数値

の混乱の状況は、1960年代初めに至っても続く。 救護行政に関わる統計が再編され、新たな形式 において定着するのは、1965年からである。こ の時期以降は、統計数値も整合性が高くなる。 こうした統計の変化は、新たに制定された生活 保護法のもとでの救護行政の整備が1965年まで に一応の完成を見たこと、農業生産力が上昇し、 救護糧穀が安定的に確保できるようになったこ と、などの要因によるものと考えられる。この 時期になると、後に見るように、要救護対象者 の認定作業は、中央の保健社会部と地方行政現 場との密接な連関のもとに、より客観化され、 体系化された形で行われることが確認される<sup>22</sup>。

表 5 救護対象者数:居宅救護 1955~63年

1X J D	人吃小家日	数・冶七か	(成 1555	-03+					
	65歳以上	の老衰者	13歳以	下の児童	乳幼児を	持つ母親	妊	<b></b> E婦	
	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者	
1955	61,336	189,140	101,169	363,414	47,660	202,004	12,203	56,223	
1956	63,970	213,899	93,158	471,711	68,227	220,224	22,935	67,109	
♦1957	38,153	120,861	56,442	297,449	51,551	130,005	19,064	33,566	
▶1958	22,384	72,958	28,729	163,191	25,849	90,392	4,659	18,103	
▶1959	47,162	103,718	47,292	204,205	48,271	112,384	18,201	20,800	
♦1960	52,484	114,070	58,641	184,556	42,721	80,440	19,270	25,035	
▶1961	2,024	2,573	706	889	188	396	314	443	
<b>♦</b> 1962 <b>*</b>	14,468	38,056	11,364	51,369	4,765	8,201	1,431	2,886	
♦ 1963 <b>*</b>	8,657	51,942	3,713	22,275	1,219	7,308	825	4,946	
	身体障	章害者	70	D他	総		報告がない	か,	
	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者	数値に疑問	がある地域	
1955	24,609	92,755	17,577	40,927	264,554	944,463	_		
1956	28,327	129,976	44,714	486,020	321,331	1,588,939	_		
♦1957	33,669	64,411	45,350	497,547	244,229	1,143,839	ソウル・全	南	
♦1958	26,274	48,257	26,519	151,156	134,414	544,057	ソウル・忠	北・全南・慶	憂南
♦ 1959	35,354	52,850	57,581	255,029	253,861	748,986	ソウル・忠	北・慶南・江	[原
<b>♦</b> 1960	20,509	37,644	26,485	113,838	220,110	555,583	京畿・忠南	<ul><li>忠北・慶南</li></ul>	ず・江原
♦ 1961	863	1,295	52,843	258,466	56,938	264,062	ソウルと済	州を除くす~	くての道
<b>♦</b> 1962 <b>*</b>	5,272	14,352	67,565	478,181	104,865	593,045	忠南・忠北・江原		
♦ 1963 <b>*</b>	4,267	25,600	363,779	2,182,667	382,460	2,294,738	ソウル・忠	南・全北に分	対類の疑

出所:『統計年報』各版による。

注:◆1957~63年度は、地域からの報告が欠落したり、信頼性のない数値が散見される。\*印 1962、63年度の数値は、61年までの数値と継続性に欠ける。特に、1963年の「その他」の数値は、「居宅救護」と「臨時救護」が合算されたものとみられる。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>金早雪(2012b)を参照。

## (3) 「臨時救護」の対象者の数値

「臨時救護」の対象者の表には、地方レベル からの報告の欠落は見られず, 全国数値には, 一定の信頼性がある。表6に見るように、臨時 救護の対象者は、「復帰定着者」「復帰不能農 民|「その他難民23|「天災地変の救護者」の4 分類で示されており、難民定着事業、自然災害 の罹災民救護事業を含む複数の事業方式の対象 者の数値を1つの表にまとめて表示したものと 考えられる。「復帰定着者」の項目は、復帰定 着事業の対象となった者で、その後の生活が安 定せず困窮して救護対象と認定されたとみられ る24。「復帰不能農民」の項目は、難民定着事 業の対象とならなかった難民を意味するのか, 定着事業でいったん定着したが、成功しなかっ た難民を意味するのかが明らかでない25。他の 項目に比べて、「その他難民」の数値が多く、 年による変動も大きいが、その詳細はわからな い。全体として, この時期に, 労働能力者を対 象とする「救護事業」にどのような種類や方式 があり、それぞれがどのように運営されていた

かは明らかになっていない。ただ、1962年と63 年にのみ表れる糧穀配布関連の表には、「定着 事業 | 「失業者救護 | 「零細民救護 | の項目があ り、少なくとも63年頃までは、複数の事業ない し糧穀配布方式が併存して実施されていたこと は確実である。「臨時救護」の対象者の数値の 信頼性を検証する手段はないが、 当時の状況を 考えると、戦災者や朝鮮半島北部からの避難民 の窮乏, 戦乱による農業破壊と農民の窮乏, 都 市の経済的な荒廃に伴う都市の貧民の窮乏、頻 発する風水害や冷害・旱害などの自然災害の罹 災者など、労働能力者でも、主食も確保できな い者が多く, 救護糧穀の配布対象が狭い意味で の救護対象者である非労働能力者の範囲を超え て拡大せざるをえなかった事情を推測できる。 その数は100万人をはるかに超え、場合によっ ては200万人近くに達しており、数値の年次推 移から、こうした状況は1950年代末から60年代 初めになってもほとんど改善されていなかった ことが読み取れる。

表 6 救護対象者数:臨時救護 1955~61年

	復帰定着者		復帰不	能農民	その他難民		天災地変時の救護者		総数	
	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者	世帯	対象者
1955	18,404	45,038	25,405	129,066	63,272	285,745	2,254	11,458	109,335	471,307
1956	9,325	48,515	23,466	136,759	41,314	185,409	26,058	311,065	100,163	681,748
1957	18,890	129,292	22,161	128,589	218,789	1,064,860	34,812	189,111	294,652	1,511,852
1958	14,599	72,190	18,681	115,960	235,190	1,080,042	28,351	167,355	296,821	1,435,547
1959	8,153	42,669	15,104	92,113	135,588	661,394	70,255	382,665	229,100	1,178,841
1960	10,437	118,292	6,162	37,722	117,301	856,872	112,135	616,777	246,035	1,629,663
1961	1,354	5,577	740	3,378	335,151	1,617,214	72,508	218,715	409,753	1,844,884

出所:『統計年報』各版による。1962年版以降の統計表では、臨時救護についての項目はない。

#### 3 救護糧穀の配布実績についての統計

糧穀配布の実績をめぐる統計表も問題が多い。表7に示したように、特に「居宅保護」について、地方(ソウル特別市と9道)からの報告が出揃っているのは1955年、56年のみで、それ以

降の年については、欠落が多いために、全国の合計数値が示されていても、意味がなく、この資料によっては、救護糧穀の全体量がどのように推移したのか、各地方に、どのような量で配分されたのか、などについての全体像を明らかにすることができない。各道の数値も年度によ

定着事業計画状況」というタイトルの統計表が収録 されており、「復帰不能農民」のための再定着のプロジェクトが行われていたとも見られるが、詳細は 明らかではない。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup>年によっては,「難民」でなく「農民」と表記されていることもあるが、誤記であると見られる。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup>こうしたケースは**,**地域資料によって確認できる。 金早雪 (2012a) を参照

<sup>25</sup>江原道『道勢一覧』(1957年版) に、「復帰不能難民

って欠落があるうえ、異常と思われる数値がしばしば現れ、系統的な分析が難しい。しかし、この統計表は、50年代後半の時期における救護糧穀の配布についてのほとんど唯一の数値を伴う資料であり、問題点を吟味しながら検証する

と,糧穀がどのような形で配布されたのか, 1 人当たりの配布量はどれくらいであったのかな どの点で,ある程度までの情報を得ることがで きる。

表 7 救護糧穀の配布実績 1955~63年

	単位	施設救護	居宅救護	居宅救護で報告が欠如している地域	臨時救護
1955		10,165	44,083		24,031
1956	, , ,	11,468	13,226		13,462
1957	トン	13,758	<b>♦</b> 4,493	ソウル・慶南・全南	20,390
1958		19,873	◆ 10,877	江原・全南	20,349
1959		69,154	<b>♦</b> 4,959	忠北・忠南・慶北	98,027
1960		67,972	<b>◆</b> 4,436	京畿・忠南・全北・全南・慶北・慶南・江原	134,431
1961	石	39,315	<b>◆</b> 7,654	京畿・江原・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南	114,135
1962		53,619	◆ 121,432 <b>*</b>	忠南・忠北・江原	数値なし
1963		54,562	◆ 932,716 <b>*</b>	ソウル・忠北・忠南・全南・慶南	数値なし

出所: 『統計年報』各版による。1962年版以降の統計表では、「臨時救護」についての項目はない。◆1957~63年の「居宅救護」の数値は、表に示したように、多くの地域からの報告が欠如しているため、信頼性がない数値である。 \*1962・63年度は「臨時救護」が合算されたものと推測される。

分析のためのサンプルとして、各道からの報 告を収録した原表に近い形での1955年の表と各 年の記録が比較的揃っている京畿道・済州道・ 慶尚北道について、1955~61年の数値を整理し た加工表の2種類のデータを用意した(表8と 表9)。原表は、「A 救護対象者表 | と「B 配布実績表しの複合によって構成されている。 A表の救護対象者表については前項で分析した。 B表には、糧穀配布を行った施設数(施設収容 者の場合),世帯数,対象者数,配布人員数, 及び配布量が収録されているが,配布量は別と して, その他の数値は延べ数で示されている。 B表の<延べ数>とA表の対象者数との関係を 見るために、B表の「施設数」または「世帯 数]をA表の[施設数]または[世帯数]で除 した数値を見ると (表10の1), 12に近い数値 が得られる(対象者数で試みても同じような結 果が得られる)。この数値は、明らかに、救護 糧穀の年間配布回数を示すものである。配布は, 原則として、月1回のペースで行われたが、12 以下の数値は、糧穀不足のために、このペース が守れなかった年があったことを示すとみてよ

いだろう。したがって、A表の対象者数は、年 間のある時点(おそらく年度末)の数値であり、 B表の対象施設数ないし世帯数,対象者数の延 べ数は、年間の配布のたびに要救護者として認 定した数を累積したものと推定できる。京畿 道・済州道・慶尚北道について、毎年の配布量 を追うと、大きな変動があり、安定していない。 数値の変動には統計記録の不整備ないしミスに よる場合もありうるが、農林部の『糧穀統計年 報』などの資料から、1950年代後半から60年代 前半の時期には, 救護糧穀の量の確保が計画通 りに進まなかったことが推測できる。したがっ て,確保できる救護糧穀の量は年によって変動 し、救護配布の量は安定したものではなかった ことが示されていると見てよいであろう。表11 に示したように、1959年から、救護糧穀を構成 する穀類の種類の情報が得られる。この表に示 された救護糧穀が配布された総量を示すとすれ ば,この時期から、保健社会部は、配布された 救護糧穀の総量とその種類についてのデータを 持つようになったと考えられる。このことは, 1950年代末になると、保健社会部による糧穀配

布の行政がより計画的、体系的に運営できる基盤が整いつつあったことを示すとみてよいかもしれない<sup>26</sup>。とはいえ、この表によると、穀類の構成内容には、毎年、大きな変動があり、白米、精麦、小麦粉の主要穀類の計画量を確保で

表8 救護対象者数と糧穀配布実績 1955年

単位:対象者・配布人員は「人」、配布量は「トン]

		施設	救護	居宅	救護	臨時救護					
ĺ		施設数	対象者	世帯数	対象者	世帯数	対象者				
	総数	620	78,142	264,554	944,463	109,335	471,307				
	ソウル市	64	7,308	14,956	44,941	383	2,664				
Α	京畿道	105	18,724	28,689	137,316	19,203	104,835				
救	江原道	25	2,319	18,531	55,208	12,533	66,061				
救護対	忠清北道	66	6,535	7,236	43,601	2,883	16,552				
象者数	忠清南道	50	7,135	27,551	50,081	11,860	59,098				
有数	全羅北道	57	9,133	28,015	77,030	4,020	20,118				
	全羅南道	87	9,293	68,466	229,393	41,425	168,123				
	慶尚北道	119	13,570	45,425	227,132	1,893	8,465				
	慶尚南道	36	2,546	21,952	68,562	9,628	4,008				
	済州道	11	1,579	3,733	11,200	5,507	21,383				

きず、その不足分を他の雑多な穀類によって補 おうとしていた努力の形跡が読み取れる。この 時期には、なお農業生産力は低く、救護糧穀を 安定的に確保することは難しい状況が続いてい たと考えられる。

	伊加坦	11	1,579	3,733	11,200	5,507	21,363							
			施設	救護			居宅	敗護			臨時	救護		配布量合計
		施設数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	田口里山山田
	総数	5,767	694,010	678,515	10,165	1,988,729	13,008,244	9,670,522	44,083	975,382	4,425,925	2,774,431	24,031	78,290
	ソウル市	377	41,665	41,665	551	59,848	239,392	239,392	1,874	2,193	12,587	12,587	246	2,672
В	京畿道	927	133,858	117,858	2,167	268,970	995,903	589,779	6,104	239,150	1,137,743	975,308	7,642	13,913
配	江原道	208	18,510	18,510	220	184,976	552,078	350,433	4,242	81,389	381,568	230,536	1,450	5,913
配布実績表	忠清北道	713	80,665	80,665	1,105	69,285	452,732	281,001	3,317	37,593	201,753	201,763	3,181	7,602
大績	忠清南道	440	46,996	46,025	1,039	147,483	309,996	340,950	3,272	80,903	332,863	314,453	2,350	6,661
表	全羅北道	674	110,576	110,576	1,438	269,562	1,031,277	502,651	6,534	39,288	196,488	117,790	1,531	9,504
	全羅南道	516	55,427	55,427	869	431,890	1,360,526	316,692	1,321	269,583	1,097,729	210,117	1,116	3,307
	慶尚北道	1,428	162,920	162,920	2,023	262,839	7,009,590	6,371,031	9,339	22,716	101,580	59,412	711	12,073
	慶尚南道	360	27,215	27,215	521	254,965	949,125	608,273	7,658	150,997	764,125	526,556	5,005	13,184
	済州道	124	16,178	17,654	231	38,911	107,625	70,320	431	51,570	190,489	125,909	800	1,462

出所: 『保健社会統計年報』1955年版による。

施設動灌

表 9 救護対象者数と糧穀配布実績(京畿道・済州道・慶尚北道) 1955~1961年

単位:対象者・配布人員:[人],配布量:55~58年は[トン],59~61年は[石]

民字数誰

# 1. 京畿道

1961

		/旭成	<b>沙</b> 人的定	/6-6	<b>小</b> 人形定	Idda H.C	小大武汉							
		施設数	対象者	世帯数	対象者	世帯数	対象者							
A	1955	105	18,724	28,689	137,316	19,203	104,835							
救護対象者数	1956	88	14,429	23,985	80,334	16,019	105,048							
対	1957	79	9,913	29,187	131,440	13,993	87,520							
家	1958	90	15,239	22,393	71,959	13,896	57,675							
数	1959	92	9,852	456	16,348	10,446	57,292							
	1960	94	9,988	-	-	8,725	44,148							
	1961	116	10,935	-	-	16,079	84,042							
			施設	救護			居宅	敗護			臨時	救護		F1-6-E-0-31
В		施設数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	配布量合計
_	1955	927	133,858	117,858	2,167 5	268,970	995,903	589,779	6,104 <sup>h</sup> >	239,150	1,137,743	975,308	7,642 5	13,913 <sup>ト</sup> >
配布実績表	1956	921	112,269	103,111	1,297 <sup>h</sup> >	287,721	961,664	150,116	1,266 by	192,357	1,026,454	569,182	4,010 <sup>b</sup> >	6,574°>
実	1957	965	118,294	103,314	2,1535>	350,321	1,577,273	76,654	914 <sup>ト</sup> >	167,921	848,238	486,707	3,504 ₺	6,571 <sup>k</sup> >
額 表	1958	1,080	182,872	113,949	1,485 %	268,723	1,072,534	195,292	1,480 ₺	166,749	692,096	323,777	1,466 ₺	4,431 <sup>b</sup> >
~	1959	1,091	117,608	97,669	7,316石	456	16,348	7,482	108石	58,237	325,729	121,666	5,624石	13,048石
	1960	1,118	111.516	99,040	7.551石	_	_	_	_	20,161	103,086	103,086	3.902石	_

<sup>26</sup>農林部糧政局『糧穀統計年報』1964年版によると、 1959年度から、「政府管理糧穀」についての計画値 と実績値についての統計が記録されるようになる。 このことから、1959年度から、救護糧穀ばかりでな

71,899

7,194石

83,073

446,014

5,975石

93,746

491,049

く、全体としての糧穀管理がより体系的に整備されるようになったのではないかと推測される。ただし、この資料によっても、「救護糧穀」の量の変動を精密に追跡することはできない。

## 2. 済州道

		施設	救護	居宅	救護	臨時	救護							
١.		施設数	対象者	世帯数	対象者	世帯数	対象者							
A	1955	11	1,579	3,733	11,200	5,507	21,383							
救護対象者数	1956	12	1,759	3,700	10,011	3,313	13,247							
対	1957	12	1,411	4,348	11,041	5,723	21,524							
家名	1958	22	2,719	4,377	12,842	6,547	32,218							
数	1959	12	1,338	2,544	4,841	4,295	17,130							
	1960	12	1,245	1,965	5,315	5,158	16,528							
	1961	12	1,124	4,366	6,072	9,813	34,429							
			施設	救護			居宅	敗護			臨時	救護		X24-ELA 51
		施設数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	配布量合計
В	1955	124	16,178	17,654	231 by	38,911	107,625	70,320	431 ₺	51,570	190,489	125,909	800°>	1,462 ₺
167	1956	111	16,104	16,104	248₺>	44,388	118,845	74,422	384 ₺	39,752	147,142	95,662	9,5351	10,166 <sup>b</sup> >
配布実績表	1957	96	12,963	12,963	167₺>	37,408	106,245	61,360	92 by	51,774	204,879	65,540	215 <sup>h</sup> >	474 by
美續	1958	141	16,995	16,684	254 ₺>	49,407	145,256	88,887	333₺>	65,399	239,551	107,151	557⁵>	1,144 <sup>b</sup> >
表	1959	111	13,221	11,650	2,185石	14,455	27,807	7,918	2,147石	33,699	137,111	86,710	31,753石	36,085石
	1960	132	139,696	13,327	1,024石	4,759	12,068	8,955	362石	47,310	155,468	75,974	4,266石	5,652石
	1961	141	13,261	10,227	1,119石	52,395	83,709	4,859	283石	116,423	455,620	82,322	2,928石	4,330石

## 3. 慶尚北道

		施設	救護	居宅	救護	臨時	救護							
A		施設数	対象者	世帯数	対象者	世帯数	対象者							
	1955	119	13,570	45,425	227,132	1,893	8,465							
救護対象者数	1956	216	20,498	69,836	704,463	2,990	25,097							
一好	1957	173	23,304	66,890	494,075	50,570	265,851							
家	1958	196	26,610	13,976	101,730	591	1,861							
数	1959	256	37,323	878	4,055	31,554	153,177							
	1960	318	29,071	-	-	2,610	158,321							
	1961	270	12,392	-	-	48,038	694,827							
			施設	救護			居宅	救護			臨時	救護		配布量合計
		施設数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	世帯数	対象者	配布人員	配布量	田川里口町
В	1955	1,428	162,920	162,920	2,023 5	262,839	7,009,590	6,371,031	9,339 %	22,716	101,580	59,412	711⁵≻	12,073°>
記	1956	1,726	199,940	199,940	2,751₺>	719,145	4,775,425	212,277	2,915 %	19,757	108,938	44,235	506 <sup>b</sup> >	6,172 <sup>h</sup> >
配布実績表	1957	2,071	279,640	279,640	3,479₺>	267,560	1,976,300	-	-	316,580	1,587,013	203,163	2,652 5	-
美緒	1958	2,328	319,319	291,156	3,425₺>	167,715	1,220,755	65,577	673°>	2,543	8,179	8,179	33 <sup>k</sup> >	4,131 <sup>b</sup> >
表	1959	2,118	309,665	209,720	17,484石	878	4,055	4,055	365石	245,812	1,192,511	1,192,511	21,755石	39,604石
	1960	16,100	309,045	208,989	15,977石	_	_	-	_	305,653	1,943,693	1,546,688	62,559石	-
	1961	_	_	_	-	_	_	_	_	241,275	3,522,851	3,509,564	26,003石	_

出所:『保健社会統計年報』各年版により作成。数値の傾向性から見て、明らかな異常値であると見られるものを網かけで示した。転記ミスと 考えられる場合が多いが、他の理由もありうる。

## 表10 糧穀の配布状況についての分析表 1955~61年

- 1 糧穀の年間配布回数の推定
- 1) 1955年の各道の数値

	施設救護	居宅救護	臨時救護
全国平均	9	8	9
ソウル市	6	4	6
京畿道	9	9	12
江原道	8	10	6
忠清北道	11	10	13
忠清南道	9	5	7
全羅北道	12	10	10
全羅南道	6	6	7
慶尚北道	12	6	12
慶尚南道	10	12	16
済州道	11	10	9

## 2) 京畿道・済州道・慶尚北道 1955~61年

		京畿道			済州道			慶尚北道	
	施設救護	居宅救護	臨時救護	施設救護	居宅救護	臨時救護	施設救護	居宅救護	臨時救護
1955	7	9	12	11	10	9	12	6	12
1956	8	8   12   12			12	12	8	10	7

1957	12	12	12	8	9	9	12	4	6
1958	12	12	12	6	11	10	12	12	4
1959	12	1	6	9	6	8	8	_	8
1960	11	_	2	11	2	9	_	_	_
1961	8	_	6	12	12	12	_	_	5

注:1) は表 8 より計算。2) は表 9 より計算。数値は,B表の [施設数] または [世帯数] をA表の [施設数] または [世帯数] で除した数値で,糧穀の年間配布回数と推定される。

#### 2 1人1日当たりの配布量の推定(各道) 1955年

		施設救護			居宅救護			臨時救護	
	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g)
全国平均	97.8	76,397	364.5	74.3	702,128	172.0	62.7	295,443	222.9
ソウル市	100.0	7,308	206.6	100.0	44,941	114.3	100.0	2,664	253.2
京畿道	88.0	16,486	360.1	59.2	81,319	205.7	85.7	89,868	233.0
江原道	100.0	2,319	260.5	63.5	35,043	331.7	60.4	39,913	99.5
忠清北道	100.0	6,535	463.3	62.1	27,062	335.8	100.0	16,553	526.4
忠清南道	97.9	6,988	407.2	110.0	55,082	162.8	94.5	55,829	115.3
全羅北道	100.0	9,133	431.3	48.7	37,545	476.8	59.9	12,060	347.9
全羅南道	100.0	9,293	256.3	23.3	53,396	67.8	19.1	32,181	95.0
慶尚北道	100.0	13,570	408.4	90.9	206,441	123.9	58.5	4,951	393.7
慶尚南道	100.0	2,546	561.0	64.1	43,940	477.5	68.9	2,762	4,964.4
済州道	109.1	1,723	368.0	65.3	7,318	161.3	66.1	14,134	155.0

出所:表 8 より計算。各数値の算定式は,以下の通りである。(1) [配布率] = [B表の配布人員] ÷ [B表の対象者],(2) 「推定受給実人員」 = 「A表の対象者数] × [配布率],(3) [1日1人当の推定配布量] = [B表の配布量] ÷ [推定受給実人員] ÷365日。なお,明らかな異常値と思われる数値を網かけで示した。

## 3 1人1日当たりの配布量の推定 京畿道 1955~61年

		施設救護			居宅救護			臨時救護	
	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)
1955	88.0	16,486	360.1g	59.2	81,319	205.7 g	85.7	89,868	233.0 g
1956	91.8	13,252	268.2 g	15.6	12,540	276.7 g	55.5	58,250	188.6 g
1957	87.3	8,658	681.2g	4.9	6,388	392.1 g	57.4	50,218	191.2 g
1958	62.3	9,496	428.5g	18.2	13,103	309.5g	46.8	26,982	148.8 g
1959	83.0	8,182	2.4合	45.8	7,482	0.04合	37.4	21,400	0.72合
1960	88.8	8,871	2.3合	-	_	_	100.0	44,148	0.24合
1961	86.5	9,464	2.1合	_	_	_	90.8	76,334	0.21合

出所:表 9-1より計算。各数値の算定式は,上表と同じ。配布量の単位は,1955 $\sim$ 58年は $[{\it 7}$ ラム],59年以降は $[{\it 6}]$ である。

## 4 1人1日当たりの配布量の推定 済州道 1955~61年

		施設救護			居宅救護			臨時救護		
	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g/合)	
1955	109.1	1,723	368.0 g	65.3	7,318	161.3g	66.1	14,134	155.0 g	
1956	100.0	1,759	385.5g	62.6	6,269	167.7g	65.0	8,612	$3033.2\mathrm{g}$	
1957	100.0	1,411	324.3 g	57.8	6,377	39.3g	32.0	6,885	85.7 g	
1958	98.2	2,669	260.9 g	61.2	7,858	116.1 g	44.7	14,411	105.9 g	
1959	88.1	1,179	5.1合	28.5	1,378	4.3合	63.2	10,833	8.0合	
1960	9.5	119	_	74.2	3,944	0.3合	48.9	8,077	1.4合	
1961	77.1	867	3.5合	5.8	352	2.2合	18.1	6,221	1.3合	

出所:表 9 - 2 より計算。各数値の算定式は,上表と同じ。配布量の単位は,1955 $\sim$ 58年は [グラム],59年以降は [合] である。異常値と思われる数値を網かけで示した。

5	1 1 1	口当ナ	りの配布量の推	t宁 惠出小洋	1055~61年
Э	$I \wedge I$	□ □ □ /	「リリカド付」里 りょむ	# JE   10   11   11   11   11   11   11   1	1900~01年

		施設救護			居宅救護		臨時救護			
	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g,合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g,合)	配布率 (%)	推定受給実人員(人)	1日1人当の 推定配布量 (g,合)	
1955	100.0	13,570	408.4 g	90.9	206,441	123.9g	58.5	4,951	393.7g	
1956	100.0	20,498	367.7g	4.4	31,315	255.0g	40.6	10,191	136.2 g	
1957	100.0	23,304	409.0 g	-	_	_	12.8	34,033	213.5g	
1958	91.2	24,263	386.8 g	5.4	5,465	337.2 g	100.0	1,861	48.6g	
1959	67.7	25,277	1.9合	100.0	4,055	0.25合	100.0	153,177	0.39合	
1960	67.6	19,659	2.2合	_	_	_	_	125,983	1.36合	
1961	_	_	_	_	_	_	_	_	0.1合	

出所:表 9 -3 より計算。各数値の算定式は,上表と同じ。配布量の単位は,1955~58年は [グラム],59年以降は [合] である。異常値と思われる数値を網かけで示した。

## 表11 救護糧穀の種類別構成

単位:石

	白米	外米	精麦	小麦粉	小麦	大豆	押麦	その他の 穀類	合計
1959	3,114	14,577	77,041	45,363	847	_	_	3,713	144,655
1960	14,861	39,145	112,659	26,937	40,604	_	_	971	235,177
1961	59,588	9,253	87,562	2,715	1,454	_	_	532	161,104
1962	30,903	1,258	34,215	59,696	101	41,384	2,999	4,495	175,051

出所:『保健社会統計年報』各年版により作成。

(A) 糧穀配布実績表において, 「対象者数] と「配布人員」の間に差があることは、配布を 受けた者は、対象者の全員ではなかったことを 示している。表10の2~5に示したように, 「配布人員」を「対象者数」で除してみると、 「配布率」が計算できる。これによると、施設 救護の「配布率」は80%を超える場合が多く、 100%の場合もある。したがって、施設収容者 の場合は、認定された対象者のほぼ全員が配布 を受けたと考えてよい。しかし、居宅救護、臨 時救護の場合は、どの地域でも、30~60%の間 で変動があり、安定していない。ここには、配 布対象者として認められても、配布を受けられ ないケースがかなりの割合に上ったこと、対象 者のうち配布を受ける人の割合は, その都度, 変動していたことが示されている。

配布を受けた人がどれだけの量を受けたかを 推定する作業の結果は、表10の2~5に示した (推定の手続きについては、表注を参照)。記 載数値の信頼性に問題がある以上、この推定は、 あくまでも試算にすぎないが、配布量について、 概略的な情報を与えてくれる。これによると, 施設保護の場合は、1人1日当たりに換算して 1958年以前は350~400グラム,59年以降は単位 が変わり、 $2\sim2.5$ 合の配布を受けており、年 による変動は少なく, 比較的安定している。一 方、居宅救護、臨時救護の場合の配布量は、は るかに少ないうえ、年によって、激しく変動し ている。配布対象者と認定されても、配布を受 けられない人が30~40%も存在することに加え て,配布を受けたとしても,その量は少なく, 変動的であったことが示されている。しかも, 施設救護の場合は、糧穀の種類が米と麦の組み 合わせを原則としていたのに対して、居宅と臨 時の場合は,小麦粉であったことに留意してお かねばならない。1950年代後半に、救護対象者 に対する糧穀配布に明確な基準が存在したかど うかについて、今のところ、資料的な確認はで きない。おそらく1960年代の数値に近い基準が 存在していたと考えるのが自然であるが, こう した基準が存在したとしても、確保できる救護 糧穀の量が不足がちで、不安定である以上、そ

の基準が実行に移せたかどうかはきわめて疑問 である。ただ、施設救護に関する限りは、配布 率の面でも、配布量の面でも安定しており、一 定の基準が存在したのではないかと推測される。 生活保護法が施行された1962年以降になると、 施設保護の主食用穀類の配布基準は1人1日当 たり3合という基準が明確に設定される27。施 設収容者に関する限り、1人1日当たり3合と いう救護の基準は、すでに日本支配時代におい て, 法令的にはともかく, 少なくとも慣行的に 存在していたと見られる。推定配布量の試算結 果から判断する限り、50年代後半の韓国政府も、 そうした基準を継承しており、できる限り、そ の基準を実現しようとしていた可能性が強い。 在宅生活者である居宅救護と臨時救護の場合に は、認定者全員に対応する量は確保できず、配 布回数、配布人員、1回当たりの配布量にも変 動があり、不安定なものであったと考えられる。

# 第3節 福祉分野に関する統計表(1950年代後 半)

### 1 福祉分野に関する統計表の構成

『統計年報』の初版である1954年版は、福祉分野に関して、わずかに3つの統計表を収録しているにすぎない。1つは、「厚生施設」の数と収容者数(施設は、[嬰児][育児][養老][母子][不具(ママ)²8][その他]の6区分、497施設、収容者数53,737人)を各道別に示した簡単な表である。他の2表は、[混血児]と[未亡人(ママ)²9]の概数を示した表であり、前者は全国で382人、後者も全国で382人となっ

2年間の中断を経て刊行された1957年版では、福祉に関する統計は、一挙に充実されている。この時点で作成された福祉関連の統計表の構成は、部分的な変化を除けば、ほぼ、そのままの形で72年まで維持される。したがって、1955~57年の間に、福祉に関する行政が整備され、それが統計の整備に反映されたものと考えられる。また、表構成が10年以上にわたって維持されたことは、この期間、福祉に関する行政の枠組みとその考え方には、大きな変化がなかったことが示唆されている。

福祉に関する統計は、表12に示したように、 「厚生・福利施設」に関する表グループと児童 施策・女性施策に関する表グループから構成さ れている。「厚生・福利施設|という用語は 『統計年報』で使われている用語であるが、当 時,一般的に使われていたかどうかについては, 確証がない。少なくとも、『統計年報』では、 「厚生施設」は、住む家と身寄りを持たない子 供や母子, 高齢者, 障碍者などを収容する生活 施設(「収容施設」)を指しており、生活施設以 外の社会サービス施設(公益質屋や児童相談所 など)は「福祉施設|31と呼ばれていたようで ある。したがって、「厚生・福利施設」とは、 後掲の表13に示すように、福祉に関連する施設 を総称するものとして使われている。この用語 は,1971年版以降は,「社会福祉施設」という

ている。これらの数値は過少で信頼しがたく, 未完成の表がそのまま収録されたものと思われ<sup>30</sup>,1954年時点では,福祉について,保健社 会部が統計的なデータをほとんど整備していな かったことが示されている。

<sup>27</sup>施設収容者に対する1961年以降の救護基準は、建大 附設・韓国応用社会科学研究所(1969:204-205) に収録された保健社会部提供の表(金早雪2012b: 表 9)によって確認できる。具滋憲(1991)は、 1953年の時点での施設収容者(児童)に対する救護 基準は1日3合の糧穀と副食費3ウォンであったと 述べている。その典拠は、『保健社会部施政資料』 (1959年)とされているが、この資料の存在は確認 できていない。

<sup>28</sup>この用語は、歴史的な変化の分析の必要性から、当時の用語をそのまま使用する。『統計年報』におい

て,「不具」という用語が「障碍者」に代わるのは, 1982年(「心身障碍者福祉法」制定の翌年)からで ある。

<sup>29</sup>この用語も、当時の用語のまま使用する。

<sup>3°1955</sup>年の統計では、「未亡人」世帯は約50万である。
31「福利」と「福祉」の2つの用語の使い方は一定していない。同じ意味と語感を持って使用されたのか、違いがあったのかについては、今後の検討を要する。ただ、1950年代~60年代の時期は、1961年に制定された児童福利法に表れているように、公式には、「福利」が使われることが多かった。

用語に置き換えられる。「厚生施設」(収容施設)に収容された人たちは、救護に関する統計によって確認されるように、ほぼ全員が救護糧穀の配布対象となる「要救護者」(救護対象者)と見なされたようである<sup>32</sup>。したがって、これらの施設は朝鮮救護令で規定される「救護施設」と見なされていたのであり、「保護福祉施設」と呼ばれているケースもある。また、生活保護法の施行以後は、これらの施設は「生活保護施設」として扱われる。ただし、施設についての用語には、統一した定義によって使われていたわけではなく、使い方は一定していない。

『統計年報』に表れる用語法が慣用的に定着していたとは言えないが、1950年代、60年代に関する限りは、この用語法にしたがっておく。

児童施設・女性施策についての統計は、「捨て子」、「浮浪児」、「混血児」など児童に関する行政記録と「未亡人」についての調査、女性に対する生活相談の実績などの記録から構成されている。保護者を失って路頭に迷う子供たちの問題と夫を失った女性で、特に乳幼児や老親を抱えている人の問題、生活のために犠牲となった「淪落女性(ママ)³³」の問題は、当時の福祉政策にとって中心的な課題であった。

表12 福祉分野に関する統計表の構成 1956~72年

	J.	<b>享生・福利施設分布状況表</b>	全国の施設について, 種類別地域別の数を示す				
		全国児童施設のリスト (嬰児院・育児院・ 感化院・身体障碍児収容施設の4区分)	[施設のリスト] は、全国の「福利・厚生施設」について、各施設の名称/組織形態(国公				
	児童施設	収容者の年間動態表	立・法人・個人の別)/施設の種類/住所/				
		収容者の実態表	表者/設立年月/認可年月/収容定員/現収容				
厚生		全国養老院のリスト					
•	高齢者施設	収容者の年間動態表	[収容者の年間動態表] は,入所数・退所数・ 入所理由・退所理由・年度末在籍数を示す。				
福利施設		収容者の実態表					
	_b_1 n+2+1+2n.	全国「成人不具」施設のリスト	- [収容者の実態表] は,収容者の入所理由				
の統	成人障碍者施設 (1963年~)	収容者の年間動態表	性・年齢・出生地・教育歴・障碍の有無と種類 の構成を示す。				
計	(1300   )	収容者の実態表					
		全国婦女保護施設のリスト (母子院・「淪落女性」施設の2区分)					
	女性施設	収容者の年間動態表					
		収容者の実態表					
児童施		捨て子取扱状況表	[捨て子] の性・年齢分析と施設への収容,保護者への引き渡しなどの扱い結果を示す。				
施策•女性施策	児童施策	浮浪児取り締まり及び措置状況表	[浮浪児]の数と措置結果(施設への入所,保護者への引き渡し,養子の斡旋など)を示す。				
に		混血児実態表 混血児外国人入養状況表	[混血児] の数と性・年齢分析,外国への養子 実績を示す。				
ついての統計	女性施策	「未亡人」実態表	[未亡人] についての実態調査。夫が軍人・警察官/民間の別,年齢,学歴,就業状況,扶養子女数,扶養老親数,生活程度などを示す。施策の前提となる実態調査。				

<sup>32</sup>建大附設・韓国応用社会科学研究所 (1969:115-116) では,施設の収容者がほぼ自動的に保護対象者と見なされたことを示唆する記述がある。

<sup>33</sup>この言葉も当時,使用されたままに使用する。「淪 落者」ないし「淪落女性」の表現は,1957年版から 登場する。

婦女相談所運営状況表(1962年~)	[婦女相談所] における寡婦に対する生活相談 の実績
婦女保護指導所運営状況表(1962年~)	[婦女保護指導所] は,「淪落女性」の「指導」 のための一時保護施設で,表は,入・退所の状 況と退所後の進路に関する状況を示す。

出所: 『保健社会統計年報』1955~72年の各年の統計を参照して作成。年によって,若干の相違はあるが,注記のない限り,1955~72年の期間は,毎年,ほぼ同じ構成の統計が収録されている。「 | 内の用語は原文のママ。

## 2 「厚生・福利施設」に関する統計表

福祉に関する統計の中心を占めるのは、「厚 生・福利施設 | に関する統計であり、特に、 「厚生施設」(「収容施設」、「保護福祉施設」と も表現される)と呼ばれる、収容保護を行う生 活施設である。ただし、こうした生活施設の他 に、障碍者福祉や相談業務、地域社会サービス など, 広い意味での社会サービス施設も視野に 入れて捉えようとする発想もなかったわけでは ない。表13に示したように、「厚生・福利施設 分布状況表 | は、そうした視点に立った表構成 を採用しており、「厚生・福利施設」を「保護 福祉施設 | (生活施設),「身体障碍者福祉事業 | 「その他福祉事業」に3分類して示している。 しかし、表の内容を検討してみると、1950年代 には,公益質屋などを除いて生活施設以外の在 宅者向け社会サービス施設はほとんど存在しな い。障碍者事業に分類されている施設もほとん どが生活施設(収容施設)である。この当時, 施設にとって、収容者に衣食住を提供すること が精一杯の社会サービスであり、それすらも十 分に保障できないような状況の中で,後の時代 におけるような, 児童, 高齢者, 障碍者, 女性 など、それぞれの対象のニーズに応じたサービ スの提供を行う余裕は、ほとんど存在しなかっ たと考えられる。また、児童、高齢者、障碍者、 女性の4領域のうち、行政の関心の中心は、児 童(特に[浮浪児][捨て子][混血児]の問

34施設運営者を中心として組織される「韓国社会福祉協議会」は、1977年に『韓国社会福祉総覧』を刊行した。その中で、たんに生活施設を提供するにとどまったこれまでの活動を振り返り、今後は、「児童福祉」「青少年福祉」「婦女福祉」「老人福祉」「心身障碍者福祉」など、それぞれ固有のニーズを持つ集

題)と女性(「未亡人」「淪落女性」の問題)に あり、障碍者や高齢者の問題、あるいは、地域 福祉の問題にはほとんど関心が向けられなかっ た, あるいは関心を向ける余裕がなかったとみ られる。福祉関係者によって,単なる衣食住の 提供事業への反省とニーズに応じた福祉サービ スの課題や地域社会サービスの問題が真剣に取 り上げ始められるのは、1960年代後半以降、特 に70年代半ば以降のことである34。「厚生・福 利施設分布状況表 | の表形式は、おそらく何ら かの既存の表形式からの借用であると思われ35, 生活施設以外の福祉サービス事業をも視野に入 れようと意図しながら、結果としては、そうし た事業がほとんど存在せず(例外は60年代初め に登場する少数の児童相談所と60年代後半に急 速に増加する託児所のみ),むしろ逆に,この 時期の「福祉」とは、困窮者に対して衣食住を 提供することが中心であったことを物語ると言 えよう。

「厚生施設」に関する統計は,施設の全体状況を示す「厚生・福利施設分布状況表」(表13)を冒頭において,各種施設の全リストと各施設の収容者の年間の動態表と収容者の性・年齢などの属性に関する状況(実態表)を示す統計から構成される。まず,施設のリストは,すべての施設について,施設の名称,組織形態(国公立・法人・個人の別),施設の種類,住所,代表者,設立年月,認可年月,収容定員,現収容者数,建物,設備状況を示すものである。この

団に対する施策の対応が必要であることを強調して いる。

<sup>35</sup>表で使われている用語は,第2次大戦前の日本で用いられた社会行政の用語に近似している。この表は,日本支配時代の社会行政の表形式を参考にした可能性がある。

リストの存在は、行政機関がこれらの施設の存在を確実に把握しており、施設の認可、監督などの管理をある程度、有効に行っていたことを物語る。

施設に対する管理の根拠となる法令は,「厚生施設運営要領」(1952年制定)と「厚生施設設置基準」(1957年制定)であった。前者では,施設の認可基準,国や自治体からの依頼による委託収容の受け入れ手続き,施設に対する国の指導,監督の権限などが規定されている。国は,無責任な施設の設立と運営を防ぐために,設立に制限を加え,以前は,登録制であったのを,財団法人を設立して,自治体の認可を得ることとし,基本財産(1957年規定では,不動産1千万ウォン以上,動産100万ウォン以上)の準備を条件とすることとしている。また,後者では,施設について,建物の広さや医務室や図書室など必要とされる設備など基準が規定されている36。

施設収容者の統計は、収容者の年間の入・退 所数と年度末在籍数を示す[動態表]と収容者 の入所理由・性・年齢・出生地・教育歴などの 属性分析を示す [実態表] からなる。[動態表] は、救護糧穀の配布対象(前項の [施設救護] の対象)となる施設収容者数を確認し、その数値に応じて、糧穀を配布するとともに、救護数の動向をモニターするための記録であったと考えられ、[実態表] は、こうした対象の属性分析により、施設収容者を生み出している原因や社会的背景を知ろうとする資料であったとみられる。「救護糧穀」に関する統計には信頼性に大きな問題があったが、施設に関する統計は、各施設からの報告を整理して作成されたと考えられ、数値の信頼度はかなり高いと考えてよい。表14に示したように、当時、「厚生施設」のほとんどは、設立、運営の両面で、外国民間援助団体の援助によって支えられた民間施設であり、国公立の施設はきわめて少なかった。国は、

表14に示したように、当時、「厚生施設」のほとんどは、設立、運営の両面で、外国民間援助団体の援助によって支えられた民間施設であり、国公立の施設はきわめて少なかった。国は、住む家と身寄りのない要救護者の収容をこれらの民間施設にほぼ全面的に依存していた。国が行ったのは、既にみたように、施設を通じ、収容者に対して、主食の米・麦・雑穀を支給することであった。

表13 「厚生・福利施設分布状況表」 1956~72年

施設の種	類(原文通り)	機能	1956年の 施設数	1960年の 施設数	1970年の 施設数
保護福祉施設	母子院 嬰児院 育児院 感化院 虚弱児更生院 育児職業補導施設 養老院 「淪落女性」職業補導更生院 宿所提供施設	生活施設	62 32 396 28 1 7 37 4	63 42 430 1 5 11 39 1	35 74 430 19 15 44 14 11
	肢体不自由者更生施設 「盲啞」更生施設		15 7	9	16 16
身体障碍者福祉事業	身体障碍者授産施設 補装具製作施設 点字図書館	生活施設以外の 在宅者向け社会 サービス施設	_ _ _	_ _ _ _	3 - 1

<sup>36</sup>施設に対する国の管理法規の叙述は, 具滋憲 (1991:201-204) による。權五球 (1994:203-

<sup>206)</sup> にもこの点についての叙述があるが、前掲書からの引用による。

	点字出版施設	_	-	
	託児所	4	7	
	児童相談所	_	4	
その世紀東美 生活相談所 -	_			
その他福祉事業	公益質屋	9	12	
	低利融資事業	_	_	
	隣保館	_	_	

出所:『保健社会統計年報』1957, 60, 70年の各版により作成。表における[施設の種類] は原表によるが,[機能]は,筆者が設けた項目である。

表14 「厚生施設」の設立主体別構成 1956年・1968年

			-	1956年	Ē					]	1968年	Ē		
	国立	公立	法人	宗教団体	その他団体	個人	合計	国立	公立	法人	宗教団体	その他団体	個人	合計
母子院	1	6	19	4	_	22	62	1	1	32	_	_	_	34
嬰児院	-	_	17	5	_	10	32	_	3	73	_	_	_	76
育児院	2	11	169	26	3	185	396	_	4	433	_	_	_	437
感化院	1	6	10	_	_	11	28	_	_	14	1	_	_	15
虚弱児更生院						1	1	_	2	1	_	_	_	3
育児職業補導施設	1	2	1			3	7	_	2	14	_	_	_	16
養老院		1	18	2	_	16	37	_	3	39	1	1	_	44
「淪落女性」職業補導更生院	1		2			1	4	1	8	12	-	_	_	21
宿所提供施設	1					: ! !	1	_	5	_	-	1	_	6
「肢体不自由」者更生施設	1	1	8	1		4	15	_	1	10	-	_	2	13
「盲啞」更生施設	1		3			3	7	_	_	11	_	_	_	11
合計	9	27	247	38	3	256	590	2	29	639	2	2	2	676

出所:『保健社会統計年報』1956年版,1968年版より作成。用語は原文のママ。

これらの統計によって、1950年代と60年代の施設と収容者の動向を前掲の表13と次の表15によって見ておこう。施設のうち、在宅者向けの社会サービス提供施設はきわめて少なく、身寄りがなく、住む場所の無い人を対象とする生活施設(収容施設)が中心を占めることは、すでに指摘した通りである。しかも、これらの生活施設のうち、中心となるのは、嬰児院、育児院、身体障碍児施設、浮浪児施設などの乳幼児・児童施設であった。母子院も収容者の約7割が子供である。1950年代後半から60年代には、5万~8万人がこうした生活施設で暮らしていたが、そのうち、90~95%が乳幼児・児童であった。高齢者や障碍者の施設は、きわめて少なかった

ことに注意しておく必要がある。高齢者施設と 収容者の数は、1960年代にも増加していない。 障碍者向けの施設(「成人不具施設(ママ)」) が統計表に表れるのは、1963年以降である。

児童・乳幼児施設が中心を占めることは、1960年代にも変わりがないが、いくつかの点で、施設の動向に変化が表れることに注目しておきたい。成人障碍者向けの施設の登場もその1つであるが、60年代になると、施設に収容されている児童の成長に伴い、社会に送り出すための職業補導施設が強化されること、児童相談所、婦女相談所(寡婦世帯向け)、婦女保護指導所(「淪落女性」向け)などの相談サービスの施設が新設ないし強化された。また、60年代にな

ると、託児所が激増することも興味深い現象である。

表15 「厚生施設」(生活施設) の数と収容者数 1956~70年

				児童施設	л. X		高齢者 施設	女性	生施設	蹬 障碍者 施設	
		嬰児院	育児院	身体障碍児	浮浪児	育児職業 補導施設	養老院	母子院	「淪落女性」 職業補導 更生院	「成人不具」 施設	合計
1956		32	396	15	_	7	37	62	4	_	553
1960	施設数	42	430	18	_	11	39	63	1	_	604
1965	数数	77	442	22	11	13	42	37	22	16	682
1970		74	430	24	10	19	44	35	14	20	670
1956	1177	46,	481	1,504	_	_	2,132	6,831	_	_	56,948
1960	収容	53,	304	2,539	_	_	2,314	7,556	_	_	65,713
1965	者数	10,744	50,679	2,136	4,358	1,363	2,567	4,087	1,693	4,069	81,696
1970	奴	7,636	42,155	2,605	3,398	1,710	2,383	3,354	2,451	4,264	69,956

出所: 『保健社会統計年報』1956~71年の各版により、各施設種類別の統計を総合して作成。身体障碍児の施設や「感化院」などの分類項目について、年によって異なる場合があり、この表に記載された施設がすべての生活施設を網羅しているわけではなく、若干の漏れがある。また、各版の数値に違いがあるケースもあるが、違いは大きなものではない。収容者数は、いずれも年末現在の数字である。なお、施設の種類については、表12や表13と分類が異なり、対応しない部分がある。用語は原文のママ。

## 3 児童施策・女性施策に関する統計表

児童施策に関する統計は,「捨て子取扱状況 表 | 「浮浪児取り締まり及び措置状況表 | 「混血 児実態表 | 「混血児外国人入養状況表 | から構 成される。これらの統計は、戦乱のために保護 者を失って,路上生活者となった子供や貧困の ために遺棄された子供, 米兵との間に生まれた 混血児の問題などを扱っている。「捨て子」と 「浮浪児」の統計は、これらの子供の数と施設 への送致,保護者への引き渡し,養子の斡旋な ど, 行政措置を行った実績を記録している。 「混血児」については、性・年齢などの属性分 析と外国への養子斡旋の実績を示している。こ れらの統計と児童施設の収容者の「実態表」に 表れた属性分析の結果を総合すると, この時期 の児童施策の全体像を読み取ることができる。 施策の基本目標は,保護者のいない児童を路上 から救い出し, 生活の場を与えることであった。 この場合,生活の場とは,施設への収容,一般 家庭への委託扶養、養子斡旋などを意味したが、

やはり施設への収容が主なものであった。施設の実態が理想的なものでなかったことは、施設収容者の「動態表」に、かなりの数で〈死亡〉や〈逃亡〉が記録されていることによって推測することができる。

女性施策に関する統計表は、戦争によって夫 を失い,子供や親などの扶養者を抱える寡婦世 帯の生活支援の問題と、生活苦から米兵などを 相手とする「淪落女性」の支援問題などを扱っ ている。1955年から、毎年、寡婦の学歴、就業 状況,扶養子女数,扶養老親数,生活程度など についての調査(「未亡人調査」)が行われ、そ の生活実態が把握されていたことは、この問題 に対する政策的関心の深さを物語っている。 「淪落女性」に対する対策も休戦直後から始ま っていたらしく,1955年から、ソウル市、釜山 市などの大都市や米軍基地に近い地域に、国立 姉妹院が設置され,女性の一時保護、帰郷援助、 職業の指導・斡旋、自立支援などの支援を行っ ていた記録が表れる。なお, 寡婦の生活問題や 「淪落女性」の「更生」についての相談サービ

ス業務(婦女相談所や婦女保護指導所)が整備されるのは、1960年代初めで、62年から相談実績の統計が登場する。このように、児童と女性の問題は、当時の福祉行政において、量的にも、質的にも、中心を占めており、高齢者や障碍者の問題は、比較的、政策的な優先度が低かったことが統計表の量や構成に表れている。こうした児童・女性に対する施策に関連する統計に表現された行政の実態は、社会部『社会行政概要』(1954年)や保健社会部『建国十週年・保健社会行政概観』(1958年)に叙述された行政の概要説明に照応する。

## 結びに代えて

以上に見てきたように、1955年の創刊から60年代初めの時期に関する限り、『保健社会統計年報』は、欠陥の多い資料であり、掲載データの取り扱いには慎重さを要する。にもかかわらず、この資料は、この時期の保健社会部の行政実績についての数値情報を伴う基礎的な資料であり、綿密な検証によって、重要な情報を引き出すことができる。

初期の社会・生活行政の実態に関する資料としての『統計年報』の意義は,次のような点に 見出される。

第1は、1950年代半ばから60年代初めの保健 社会部が所管した行政についての全体的な枠組 みを確認できることである。それは、①生活困 窮者に対する「救護糧穀」や外国援助物資の配 布,②身寄りのない児童の施設への収容,③乳 幼児を抱えた寡婦の生活支援, ④難民定着事業, (5)住宅復興支援、(6)軍警察関係の「援護」など の施策から構成されていたが、相互に重なり合 い, 錯綜しあうような未分化な形で運営されて いたことが確かめられる。こうした行政の枠組 みと運営の実態は,1954年(社会部)と1958年 (保健社会部) の行政概要資料によっても確認 できるが、『統計年報』はそうした枠組みが実 際にどのように機能していたかを, 実績数値に よって,明らかにしている。統計数値の信頼性 には大きな問題があるにせよ, 社会・生活行政

の数量的な規模について, 重要な情報を提供していることを否定できない。

第2の資料的な意義は、『統計年報』に収録 された統計表の構成内容の年次的な変化から. 初期の社会・生活行政の変化を読み取ることが できるという点である。まず、1955年の『統計 年報』の発刊とそれに続く1958年の統計表の内 容の全面的な整備という事実それ自体が、朝鮮 戦争直後の緊急的、応急的な性格の強かった施 策が整理され、行政の体制が<戦後の非常時> から〈平時〉に移行しつつあったことを表現し ている。1958年に整理された統計表の基本的な 構成が、変更を加えられず、1961年頃まで維持 されることは、この間、行政の体制には大きな 変化や改革がなかったことが示されている。こ の後、1961~2年頃から、統計表の構成と内容 は、数年間にわたって大きく混乱し、65年頃か ら、再び安定を回復し、1974年まで継続する。 こうした表構成の1960年代の変化は,1961年に 成立した軍事政権革命下で進行した社会・生活 行政の改革に伴うものであり、 改めて次稿で分 析するが, ここでは, 統計表厚生の変化が, 行 政の時期的な変化を裏付ける重要な情報となっ ていることを強調しておきたい。

第3に、1955年の発刊から1960年代初めの 『統計年報』の統計表の未整備な状況と不正確 さという事実それ自体が資料的な意味を持つこ とに注意しておく必要がある。そうした事実の うちに、朝鮮戦争の休戦から5年以上を経過し た時点でも, なお社会・生活行政が安定的, 持 続的なものとして確立されていなかったことが 表現されている。このことは、何よりも保健社 会行政の中核を占める「救護事業」(「救護糧 穀」の配布)をめぐる統計が混乱している点に 表現されている。直接的な原因は, 中央の保健 社会部から、道一市・郡一邑・面・洞・里など の各レベルの地方現場の行政が系統的に整備さ れていなかったことにあるが、その背景には、 「救護糧穀」の確保量の毎年の変動,毎月の計 画配布量の確保をめぐる混乱, 救護対象者の区 分や認定をめぐる基礎的な考え方の未整理とそ

れに基づく混乱,地方と中央の考え方の相違,中央・地方の両レベルにおける行政スタッフの不足など,より根本的な要因が横たわっていた。さらに,統計表に表れた行政の安定性,持続性,組織性の欠如は,社会・生活行政のほとんどの分野において,財源を大きく外国援助に依存していたことにも関係している。特に,「救護糧穀」の配布事業とともに,行政の重要な骨格を構成する身寄りのない児童や乳幼児を抱えた寡婦、高齢者、障碍者を収容する施設の管理

た寡婦, 高齢者, 障碍者を収容する施設の管理 をめぐる統計は、比較的、安定しており、数値 の信頼性も高い。しかし、この分野は外国民間 援助団体の援助によって支えられており、韓国 政府の完全な管理を貫徹しがたい領域であった。 また。「難民定着事業」や住宅復興支援施策の 分野も、外国援助への依存度が高かった。財源 を外国援助に大きく依存していたことは、事業 が外部事情による財源の不安定性にたえず悩ま され、系統的な行政を展開できないこと、援助 側の影響力が強く、韓国政府側の管理が貫徹で きないことを意味した。行政の実績を系統的な 統計記録として整備できない状況は, 行政それ 自体が十分に組織化,体系化できなかったこと の表現であるといえよう。『統計年報』は信頼 性に大きな問題のある資料である。にもかかわ らず, 行政実績資料としての信頼性に問題があ ること自体が、当時の社会・生活行政の実態を 表現していることに留意しておかねばならない。 「各種数字の質量ともに疑わしい点もあるが、 現在、これに代わる資料もなしいために(『統

以上のように、1950年代後半から60年代初めの『統計年報』に収録された情報の特徴を総合してみると、そこには、朝鮮戦争直後から形成された応急的、臨時的な施策が次第に〈平時〉の政策として整備されながら、なおも、安定的、持続的な体制を確立されていない社会・生活行政の過渡的な様相が表現されていると言えよう。こうした問題への対処こそが1961年に成立した

計年報』創刊号の序文),資料の公表が必要で

あると考えた当時の行政担当者の努力を評価す

る必要がある。

軍事革命政権下で進んだ改革の課題であった。

## 文献リスト

## 参考資料 (韓国語)

韓国語の資料・文献も,人名(著者)以外は便宜上, 日本語(当用漢字)で表記した。

#### 韓国政府資料

保健部 『保健統計年報』1952年版

社会部 1954『社会行政概要』(檀紀4287年=1954年) 保健社会部 『保健社会統計年報』1954年以降の各年 版(1955年版・56年版・75年版は発刊されず)

- --- 1958『建国十週年·保健社会行政概観』
- 1971『保健社会行政の実績と展望 1971』(副 題は「保健社会行政白書」)
- 1981『保健社会1981』

農林部糧政局 『糧穀統計年報』1964年版

『農林統計年報・糧穀編』1960年代の各年版 援護処 1974『援護十年史』

建大附設・韓国応用社会科学研究所 1969 『救護行政 の改善のための調査研究』(謄写版刷),科学技術 処・米国国際開発協助処刊行(調査・執筆は民間機 関によるが、韓国政府が委託し刊行しているため韓 国政府資料の項に分類した)

#### 民間機関資料 (韓国語)

韓国社会福祉協議会 1991『韓国社会福祉総覧』(改 定新版)

## 参考研究文献 (韓国語)

河相洛編 1989『韓国社会福祉論』博英社。

崔千松 1991『韓国社会保障研究史』韓国社会保障問 顯研究所

具滋憲 1991 『韓国社会福祉史(第3版)』弘益斎 (初版は1970年10月)

權五球 1994『社会福祉発達史』弘益斎

## 参考研究文献 (日本語)

- 金 早雪 2012a「韓国の初期社会・生活行政をめぐ る資料検証(その1)朝鮮戦争時から休戦直後の行 政統計資料」,『信州大学経済学論集』本号。
- 2012b「韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(その3)『救護行政の改善のための調査研究』(1969年)の分析」、『信州大学経済学論集』本号。

(受理日 2011年10月31日)